

農林水産物・食品の輸出の促進に関する 令和7年度予算概算決定

- ・農林水産省輸出関係予算.....1～62
- ・農林水産物・食品輸出本部関係省庁予算.....63～78

農林水産物・食品輸出本部

令和7年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）

【全体版】農林水産物・食品の輸出促進	1	・新市場開拓推進事業	33
・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業	2	品目団体輸出力強化支援事業	34
・グローバル産地づくり推進事業	3	日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業	35
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	4	訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業	36
コミュニティ形成等支援事業	5	海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業	37
日本発の水産エコラベル普及推進事業	6	食産業の戦略的海外展開支援事業	38
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業	7	・輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業	39
JAS等の国際標準化による輸出力強化委託事業	8	・輸出環境整備推進事業	40
農林水産物・食品輸出関連金融支援事業	9	輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業	41
・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	10	自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業	42
・強い農業づくり総合支援交付金	11～13	農畜水産モニタリング検査支援事業	43
・持続的生産強化対策事業	14～16	輸出先国規制対応支援事業	44
・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業	17～20	国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業	45
・持続的な食料システムの確立	21	HACCP認定施設の認定・監視事業	46
・養殖業成長産業化推進事業	22	生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業	47
・みどりの食料システム戦略推進交付金	23～25	輸出事業者登録推進事業	48
・農業農村整備事業〈公共〉	26	・植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業	49
・農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）	27	・育成者権管理機関支援事業	50
・農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）	28	・農業知的財産保護・活用総合支援事業	51
・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業	29～32	・地理的表示活用推進支援事業	52
		・植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業	53
		・アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業	54
		・中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業	55
		・米穀周年供給・需要拡大支援事業	56
		・新事業創出・食品産業課題実証等事業	57
		加工食品の国際標準化事業	58
		・有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業	59
		・輸出植物検疫に係るエビデンスの構築事業	60
		・木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	61・62

<対策のポイント>

農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進するため、**海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を図る「供給力向上の取組」と現地系レストラン・スーパー等の新市場開拓を図る「需要拡大の取組」**を車の両輪で推進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

供給力向上の取組

－生産・流通を輸出に対応したものに転換－

需要拡大の取組

－非日系市場等の開拓、優良品種の保護・活用、各国への規制撤廃等の働きかけ－

○ 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、**生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援**【R7当初 1.0億円】（R6補正 10億円）

- 輸出に対応した生産・流通体系への転換等を通じた**大規模輸出産地の形成、GFPを活用した産地・事業者の支援、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援** 【7.1億円（R6補正 69億円）】
- 改正基本法を踏まえた、食料システムを構築するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援** 【48億円】
- **畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備、食肉処理施設の再編等を支援** 【12億円（R6補正 123億円の内数）】
- **配合飼料原料の国産化、人工種苗生産施設の機能強化や養殖コストの低減対策等の取組を支援** 【3.0億円（R6補正 16億円の内数）】

（参考）令和6年度補正予算でのその他関連予算

- 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援（R6補正 55億円）
- 畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した体制（コンソーシアム）にて実施する、商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援（R6補正 15億円）
- 加工食品に関する輸出先国の規制に対応するため、食品添加物の代替利用や賞味期限延長等を促す勉強会や包材等の切替・機器導入等の取組を支援（R6補正 1.3億円）

- 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携して**オールジャパンで行う、現地系のスーパーやレストランなどの新市場の開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、食品産業の海外展開等を支援**
 戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した**日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備**の取組等を支援
 海外展開に係る**官民・企業間の情報共有・交流の推進**を図るとともに、海外現地での物流・商流等の拠点づくりに向けた**投資案件の形成**を支援
 【24億円（R6補正 63億円）】
- 主要な輸出先国・地域において、**現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出支援プラットフォームの活動の促進及び現地の食品関連規制等への対応の強化等を支援** 【2.1億円（R6補正 13億円）】
- 輸出先国の規制等に対応した**農畜水産物のモニタリング検査や国際的認証の取得、残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定等の取組を支援** 【13億円（R6補正 10億円の内数）】
- 我が国**優良品種の保護・活用**に向け、**育成者権管理機関の早期立ち上げ、知的財産権の取得・侵害対策、人材育成、地理的表示の活用促進等を支援** 【5.3億円（R6補正 10億円の内数）】
- **日本産木材製品のプロモーション活動**、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組等を支援
 【0.2億円（R6補正 459億円の内数）】

<対策のポイント>

新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した新たなサプライチェーン（規制の厳しい新たな輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアム※が行う、新たなサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。

※ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムには採択に際して優遇

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1.の計画の下、コンソーシアムが行う、

- ① 生産・出荷段階の課題（産地の供給力強化や国内の共同集出荷等）
- ② 流通段階の課題（現地販売までの物流効率化等）
- ③ 販売段階の課題（現地におけるプロモーションの実施等）

の解決など新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等を支援**するほか、GFPを活用した**伴走支援、輸出人材の育成・確保等を支援**します。また、**品目等の課題に応じた取組支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換**に取り組む際の追加的なコストに対して**輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組**等を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

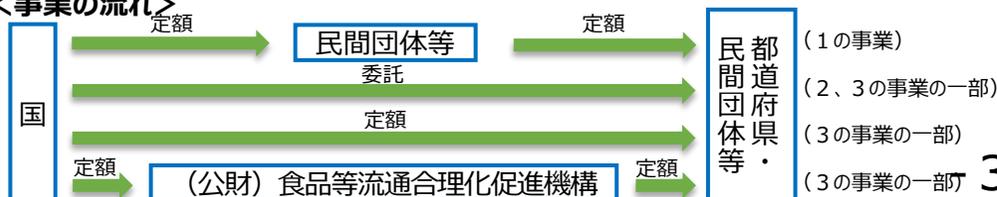
2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への**輸出診断や商流構築など多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援等**を実施するとともに、多様な人材の輸出参画に向けて、人材育成機関等と連携した**輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成、関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信等**を通じ、**輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

事業者の輸出リスクに対応するため、融資への信用保証に係る保証料を支援するとともに（株）日本政策金融公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、日本発の水産エコーベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

○地域の関係者が一体となった輸出推進体制の下で、以下の取組を支援

生産面や集荷・流通面の転換

(生産面の転換)

- ・ 輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・ 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・ 耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等



(集荷・流通面の転換)

- ・ 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・ 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



大規模輸出産地のモデル形成

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

輸出診断、伴走支援



(圃場の視察)

GFP交流イベント



(GFP超会議の様子)

人材育成等



(人材育成・情報発信)

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

- ①**地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化**
都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援します。
- ②**大規模輸出産地のモデル形成**
①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**
※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援

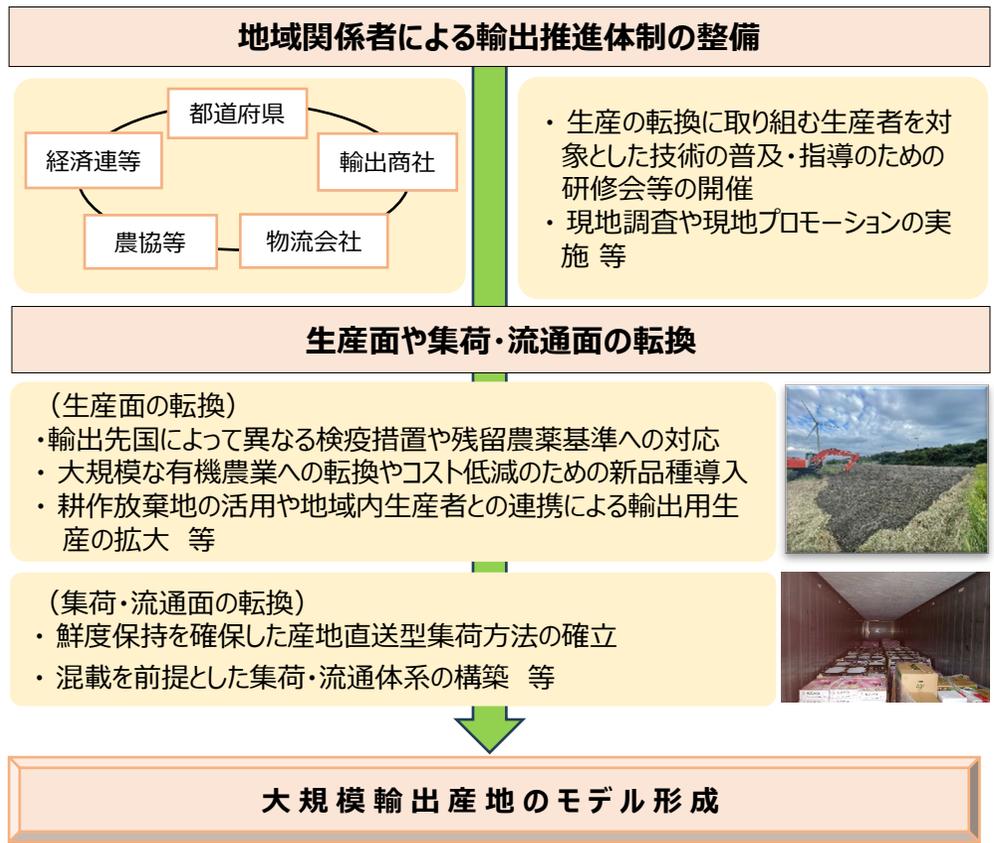
輸出産地形成を具体的に進めるための事業効果の検証・改善など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】



【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）

<対策のポイント>

輸出産地等の裾野を広げ、海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した輸出診断やフォローアップ等の伴走支援、輸出人材の育成・ニーズに合った輸出人材の確保等の実施、輸出先国規制情報検索ウェブサイトの運営、加工食品の輸出強化等を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. GFPの活動取組の強化

90百万円

輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFPを活用した産地・事業者への輸出診断やそのフォローアップ、商流構築等、**多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援**、GFPコミュニティサイトや輸出先国規制情報検索ウェブサイトの運営、輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援に加え、人材育成機関と連携した**輸出に関する知見やマインドを有する人材の育成**や、**関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信**等を通じ、ニーズに合った**輸出人材の確保**等を実施します。

<GFPとは>

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト

2. 加工食品部会の支援

53百万円

加工食品の輸出拡大に向けて、輸出先国・地域の規制や市場状況、事例等の調査・分析を行い、賞味期限延長対応、代替食品添加物や包材、表示等の諸外国規制対応のほか、地域の中小食品事業者がまとまって輸出に取組む加工食品クラスター組成・育成、商品や輸出先国に適した具体的な商流構築等、**品目横断的な課題解決**に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1. GFPの活動取組強化】～輸出産地等の裾野を広げるためのGFPコミュニティ形成等支援～
輸出診断、伴走支援 GFPコミュニティサイト 人材育成等



(園場の視察)

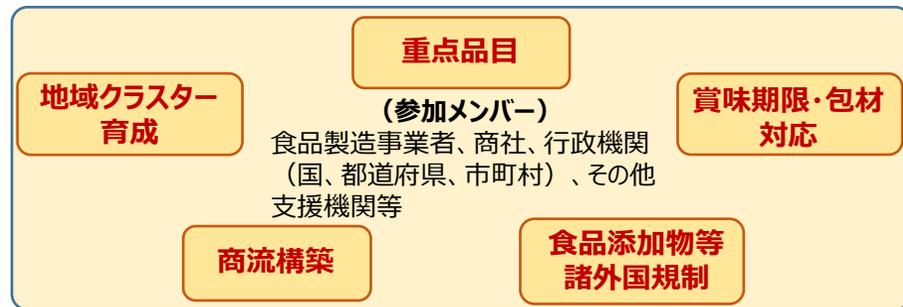


(GFP会員向け利用メニュー)



(研修でのグループディスカッション)

【2.加工食品部会】



<対策のポイント>

水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を推進します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数（225件〔2025年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的に通用する規格等の改訂に向けた取組

水産エコラベル認証の国際的な基準の維持に係る規格・ガイドライン等の策定・改訂を支援します。

2. 水産エコラベルの認知度向上に向けた取組

国際機関等への働きかけ、展示会の出展等による情報発信、商談会の開催、水産エコラベルの相互認証の推進のための取組を支援します。

3. 水産エコラベル認証取得の促進に向けた取組

認証審査体制の強化に係る認証審査員等向け研修会の開催を支援します。

【水産エコラベルが貼付された商品の例】



<事業の流れ>



国際水準の水産エコラベルの推進

- ・国際的な承認を維持するために必要な規格・ガイドライン等の策定・改訂



水産エコラベル認証の普及

認知度の向上

- ・国際機関等との連携
- ・展示会の出展等による情報発信
- ・商談会の開催
- ・水産エコラベルの相互認証の推進



認証取得の促進

- ・認証審査員の増加



水産物の輸出増加

<対策のポイント>

加工食品の輸出の拡大に資する**日本発の食品安全マネジメント規格の国際標準化の環境整備**を支援します。
また、中小事業者等による**国際標準の食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. JFS規格の国際標準化支援

- ①日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の国際標準としてのステータスの維持・向上のため、規格承認機関であるGFSI（世界食品安全イニシアティブ）が主催する会議等における情報収集、GFSIが講じる新たな承認要件に対応する規格の検討・策定に必要な取組みを支援します。
- ②食品の輸出先として有望なマーケットである東アジア・東南アジア地域において、食品関係行政・事業者等に対し、JFS規格の認知度と理解向上を図るため、セミナー及び製品の商談会の開催を支援します。
さらに、現地においてJFS規格のニーズの開拓及び規格認証へのアクセス向上を図るため、審査等を行う認証機関・人材の育成等を支援するとともに、海外発の規格との連携拡大を図るために必要な調査等を支援します。

2. JFS規格の活用拡大支援

輸出潜在力の高い国内の中小事業者の海外展開に資するJFS規格の活用を推進するために、食品安全マネジメントに関する知識等の事業者への定着・涵養に必要な人材を育成する研修会の開催を支援します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

輸出拡大に向けた環境を整備するため、輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査

ISOや諸外国の国際標準化の状況や、新たにJASを制定すべき分野、ISO提案を行う分野について調査を実施し、新規JAS及び国際標準化の検討を行います。

2. 国際規格の制定等

JAS等の国際標準化に向け、国際標準化戦略の検討、技術的データの収集、関係者間の合意形成、海外との調整・調査等を実施します。

3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

民間企業等において、国際規格文書の作成・解釈や国際会議での交渉に精通した専門人材を育成するための高度な研修を実施します。

4. 国際規格認証に向けた体制整備

農業・食品産業分野における日本発の国際規格を輸出力の強化に結び付けるため、当該国際規格の普及・認証体制整備を行います。

○ 輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進

JAS等をベースとした国際標準化の推進

1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査

2. 国際規格の制定等

3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

国際標準化活動の
実践

国際標準の戦略的活用

4. 国際規格認証に向けた体制整備

農林水産物・食品の
輸出環境整備

- 農林水産業・食品産業に国際標準化のノウハウ・経験を蓄積
- 業界による積極的な国際標準化、国際規格の活用の促進



- 民間の取引条件等の課題を解決
- 輸出拡大に向け、規格に既に合致している我が国産品をそのまま市場に出せる環境を整備

<事業の流れ>



<対策のポイント>

食品等事業者・農林水産事業者が農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受けるときに必要な**保証料の負担**や、海外サプライチェーンを構築するために必要となる**施設整備等**に必要な融資を受けた場合の**金利負担を軽減**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 8百万円

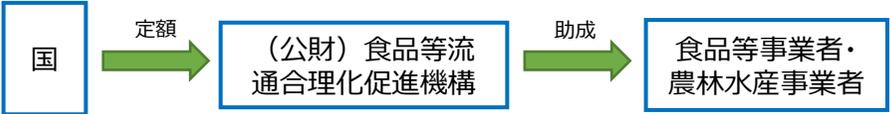
認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）に対し、以下内容により保証料を支援。

- ①対象：食品等事業者・農林水産事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金の民間金融機関からの信用保証付き借入れ（ただし、輸出重点品目の取組に限定）
- ②措置内容：①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援します。

2. 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業 5百万円

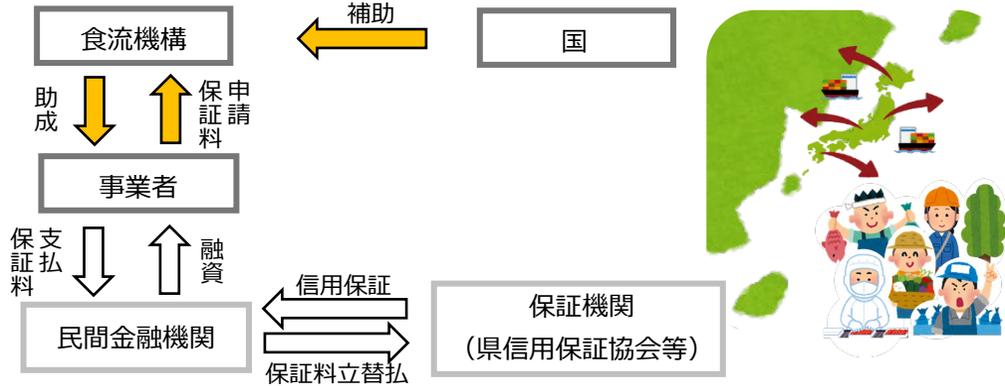
（株）日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等に必要な資金）の融資を受け、認定輸出事業計画に基づき海外での活動を行う認定輸出事業者に対し、対象資金の**金利負担を軽減**します。（最大2%、最長5年間※、融資枠上限20億円（1件あたり上限5億円））
※各年度に措置された予算の範囲で助成を実施。

<事業の流れ>

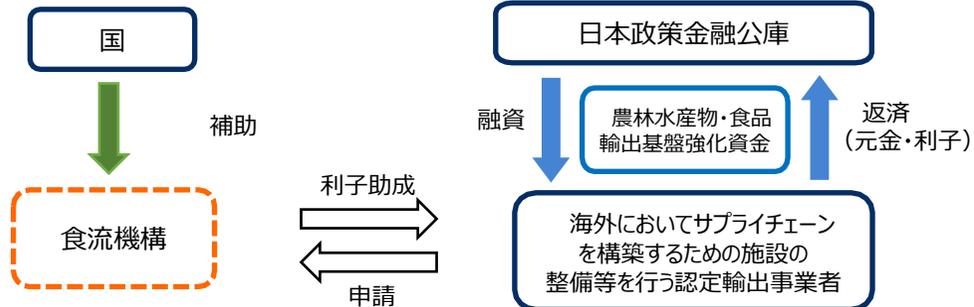


<事業イメージ>

【1 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業】



【2 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業】



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 輸出・国際局 輸出支援課 (03-6744-7172)
- (2の事業) 輸出・国際局 海外連携グループ (03-3502-8058)

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業【令和7年度予算概算決定額 123（152）百万円】 （令和6年度補正予算額 5,012百万円）

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

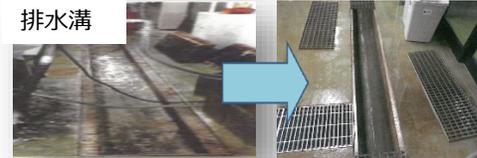
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備



排水溝



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。

<事業の流れ>



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

（関連事業）

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
1,242（2,415）百万円の内数
【令和6年度補正予算額】12,267百万円の内数

- ① 食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。
- ② 輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

共同利用施設の整備支援

【令和7年度予算概算決定額 19,952 (12,052) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 40,000百万円)

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システム**を構築するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**に向け、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。また、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、**新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施**による、**農業の構造転換の実現**に向け、**地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域 [2028年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで] 等

<事業の内容>

1. 強い農業づくり総合支援交付金 11,952 (12,052) 百万円

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システム**を構築するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による**集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備**等を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での**共同配送等に必要なストックポイント等の整備**を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 8,000 (-) 百万円

①共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった**地域農業の将来像の実現**に向けて、**老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

②再編集約・合理化のさらなる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、**その費用の一部を支援**します。

<事業イメージ>

1. 強い農業づくり総合支援交付金

食料システムの構築を支援	①食料システム構築支援タイプ (国直接採択・都道府県交付金) ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 } ×3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画 (3年) 新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。	食料システム構築計画のイメージ 【①生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 拠点事業者 + 連携者 【②供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 【③実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設 等
	②産地基幹施設等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等	
	③卸売市場等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

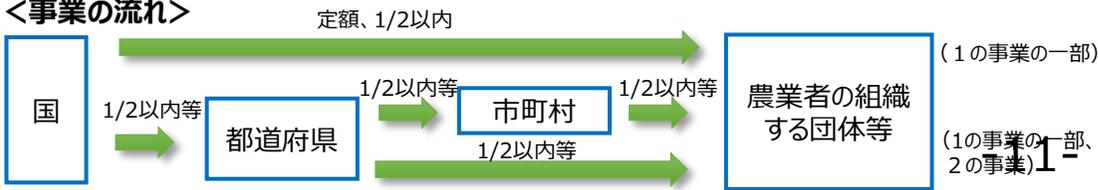
2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現 ・助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の撤去費用を含む） ・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内 ・上限額：20億円/年×3年 ※①の国庫補助額の1/10以内	<再編集約・合理化のイメージ> ・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置 ・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用 等
--	---

【お問い合わせ先】

(1の①②、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (1の③の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

<事業の流れ>



強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算概算決定額 11,952 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域 [2028年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで] 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

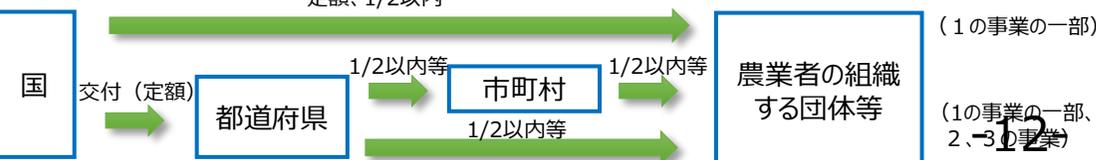
みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に**必要なストックポイント等の整備**を支援します。

農業構造の転換を支援	1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金） ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 } × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画（3年） 新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。	食料システム構築計画のイメージ  【①生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 拠点事業者 + 連携者 【②供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 【③実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設 等
	「食料システム構築計画」に基づき①～③の機能の具備・強化を支援	
産地競争力の強化	2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2.①のメニューとは別枠で みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成 といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備	
	3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (3の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

<対策のポイント>

○ 食料・農業・農村基本計画の改正内容を踏まえ、**実需者をつながりの核となる事業者と農業者・産地が連携して策定する「食料システム構築計画」**に基づき、**ソフト・ハードの取組を一体的に支援**します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

○基本法の改正を踏まえた食料システムを構築していくためには、生産現場の施設整備にとどまらず生産から流通に至るまでの諸課題を一体的に解決していく必要があるため、**ソフト・ハード事業を一体的に支援し、新たな食料システムの実装を強力に推進**します。

実需者ニーズにマッチした食料の安定供給に向け、**実需者をつながりのある事業者（拠点事業者）と農業者・産地等（連携者）が連携し課題を解決。**

1. 生産・流通体系の高度化等【補助率：定額、1／2以内】

○生産安定・効率化に向けた高性能収穫機等の**機械・機器のリース導入**や**新たな栽培技術の実証**、品質を維持した供給を図る**配送システム**や**品質保持技術の実証**、実需者ニーズに対応する**新品種等の導入**等、**各機能の具備・強化に向けた取組を支援**します。

【拠点事業者】

農業法人、川下企業、
食品事業者、コンソーシアム等

【連携者】

農業者、農業団体、市場、
輸出業者、商品開発者等

連携

作成

食料システム構築計画(3年以内)

新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

「食料システム構築計画」で取り組む各機能の具備・強化を支援

①生産安定・効率化機能

ソフト：新品種や新技術の栽培実証等
ハード：高度環境制御栽培施設等

②供給調整機能

ソフト：出荷規格や輸送方法の実証等
ハード：集出荷貯蔵施設等

③実需者ニーズ対応機能

ソフト：GAP・トレーサビリティ手法の導入等
ハード：農産物処理加工施設等

【産地の抱える課題をソフト・ハードで一体的に解決】

<事業の流れ>



持続的生産強化対策事業

【令和7年度予算概算決定額 14,214 (14,753) 百万円】

<対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 飼料自給率の向上（25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合には、優先的に事業を実施することができます。

<主な支援メニュー>

米・麦・大豆
野菜・果樹・花き
養蜂
茶・薬用作物
畜産
等

- ・ 戦略作物生産拡大支援
- ・ 持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援
- ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策
- ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- ・ 養蜂等振興強化推進
- ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- ・ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援

農作業安全
GAP
等

- ・ GAP拡大推進加速化
- ・ 農作業安全総合対策推進

農業者等向け事業

- 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

[品目]

- ・ 米・麦・大豆
- ・ 野菜・果樹・花き
- ・ 養蜂
- ・ 茶・薬用作物
- ・ 畜産

都道府県向け事業

- 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。

[メニュー]

- ・ 持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援
- ・ 国際水準GAP普及推進
- ・ 持続可能性配慮型畜産推進（アニマルウェルフェア・GAP）

果樹農業生産力増強総合対策

【令和7年度予算概算決定額 5,323 (5,054) 百万円】

<対策のポイント>

国内外の需要に応えていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植等**の取組を支援するほか、**新たな担い手の確保・定着、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等**の取組を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大 (283万t [平成30年度] →308万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 省力的な樹園地への改植・新植支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーングファームの整備**や、**運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費**を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力樹形の導入等に必要な苗木について、**省力的な苗木生産設備の整備**や、**契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入**を支援します。また、**国産花粉の安定生産・供給に向けた取組**を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

5. 産地構造の転換に向けたパイロット実証への支援

生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する**都道府県等コンソーシアムの実証**の取組を支援します。併せて、モデルを**全国に展開させる取組**を支援します。

<事業イメージ>

省力的な樹園地への改植・新植

【改植 (括弧内は新植) の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費 (品目共通)	

- ・「地域計画の目標地図に位置付けられた者 (見込含む) が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
- ・自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援
(代替園地に対し、11.2万円/10a×5年分=56万円/10a)

新たな担い手の確保・定着の促進

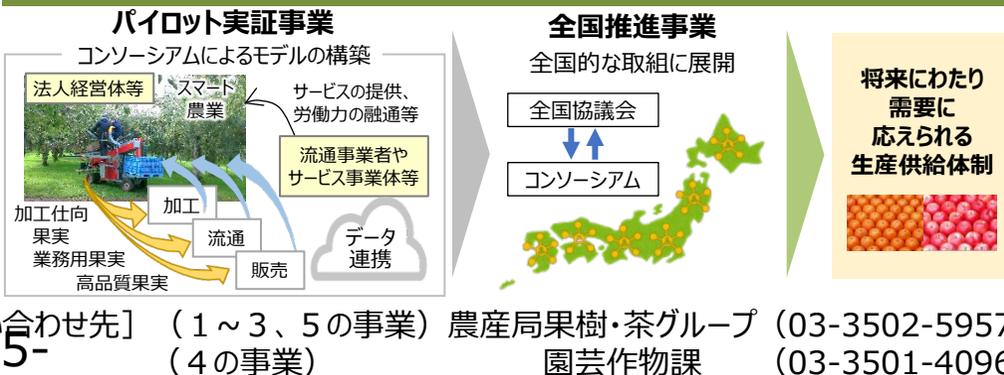


整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承

<支援内容>

- ・果樹型TFの整備 (改植、小規模園地整備等)
- ・果樹型TFの管理 (技術指導・管理委託等の経費)

産地構造の転換に向けたパイロット実証への支援



<事業の流れ>



<対策のポイント>

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

- 茶の生産量の増加（8.6万t [平成30年度] →9.9万t [令和12年度まで]）
- 茶の輸出額の増加（153億円 [平成30年] →312億円 [令和7年まで]）
- 薬用作物の栽培面積の拡大（550ha [平成30年度] →630ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物等の地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術や経営の指導、需要拡大等を行うための取組を支援します。

1. 全国的な支援体制の整備

全国組織等

マッチング 機械・技術の改良 技術・経営指導 需要拡大

2. 地域における取組の支援

改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、簡易な園地整備、実証ほの設置等を通じた生産体制の確立、栽培・衛生管理体制の構築、農業機械等の改良・リース導入、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、製造・加工技術の確立、消費者等の理解促進等の取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

茶の改植や有機転換等 実証ほの設置 機械等のリース導入

抹茶原料等の生産に向けた栽培転換

② 需要の創出

協議会 生産性向上 ニーズ把握

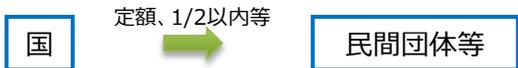
労働力確保 省エネ化 商品開発

新形態の大規模茶産地モデル形成

3. 甘味資源作物等の支援

でん粉原料用いもの適正生産技術等の実証、でん粉の品質向上や衛生管理の高度化に資する品質管理機器等の整備、作業受託組織・担い手の育成・強化に資する生産体制実証などさとうきびの持続的生産体制の構築に必要な取組、労働生産性向上を図る農業機械の導入等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（茶、薬用作物等） 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2194)
 （甘味資源作物等） 地域作物課 (03-3501-3814)

家畜・食肉等の流通体制の強化

【令和7年度予算概算決定額 1,242 (2,415) 百万円】
（令和6年度補正予算額 12,267百万円の内数）

<対策のポイント>

食肉等の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、食肉処理施設の再編合理化や機能高度化、家畜市場の再編や家畜取引の高度化に必要な取組や整備等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食肉等の流通体制の強化

①食肉流通再編合理化推進事業

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる、食肉の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定等を支援します。

②食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

③輸出食肉処理施設機能高度化事業

輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。

④食肉需給動向分析調査委託事業

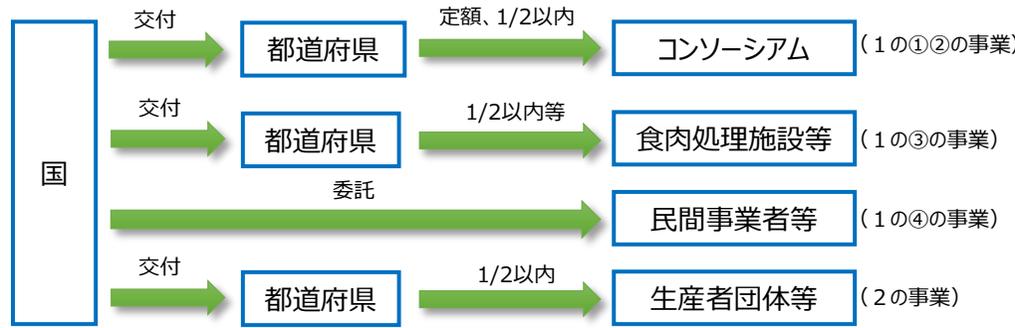
畜産物の国内安定供給や輸出拡大等を見据え、将来的な国内外の食肉需給構造の調査等を実施します。

2. 家畜の流通体制の強化

家畜流通基盤強化推進支援事業

家畜市場の上場頭数の確保等による取引の活性化及び取引データのフィードバックによる優良な家畜生産の促進を図るため、合併する家畜市場が行う設備等の導入や更新、家畜市場における家畜取引機能の強化等を支援します。

<事業の流れ>



これらの取組を通じて、家畜・食肉等の流通構造の高度化と輸出拡大を図る。

食肉流通再編合理化推進事業等

【令和7年度予算概算決定額 1,242 (2,415) 百万円の内数】

<対策のポイント>

食肉流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる食肉処理施設の再編整備等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食肉流通再編合理化推進事業

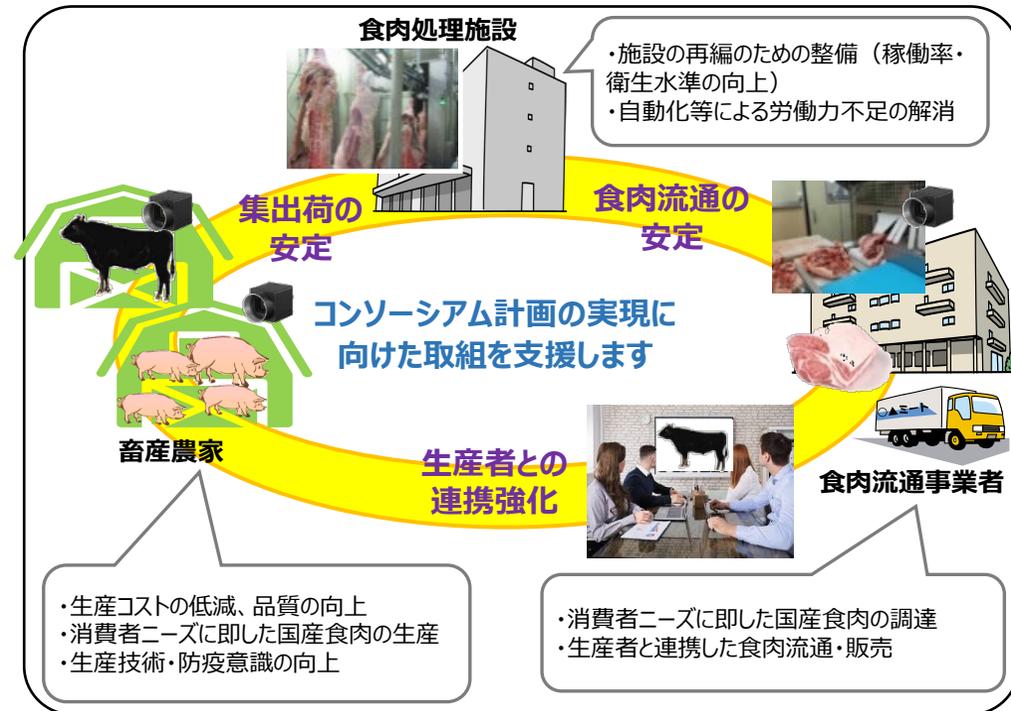
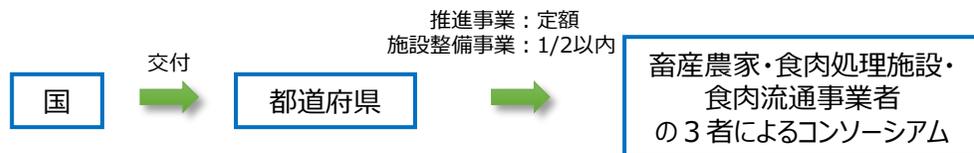
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者でコンソーシアムを組織し、食肉処理施設の再編のための施設整備、家畜の安定的な集出荷、食肉の消費者ニーズの反映等により、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

※ コンソーシアム計画：安定的出荷・処理・販売計画、輸出拡大計画、消費者ニーズを反映する生産体制推進計画等を含む、国産食肉の生産・流通体制を高度化するための計画。

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



食肉流通構造の高度化・輸出の拡大

輸出食肉処理施設機能高度化事業

【令和7年度予算概算決定額 1,242 (2,415) 百万円の内数】

<対策のポイント>

輸出に取り組む食肉処理施設等における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限取り込める体制を構築するため、①高度な加工処理に対応した施設・設備の整備、②労働力不足を補完する省力化設備の整備、③輸出認定施設外の食肉加工施設の整備、④国内向け加工機能の外部移転の取組を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

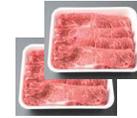
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 高度な加工処理に対応した施設・設備の整備支援

多様化するニーズに対応するため、輸出に取り組む食肉処理施設等における、高度な加工処理に対応した施設・設備の整備を支援します。

<1の支援>



多様な
輸出ニーズに対応

2. 省力化設備の整備支援

労働力不足を補完し、高度な食肉処理機能の強化を図るため、輸出に取り組む食肉処理施設における省力化設備の整備を支援します。

<2の支援>



労働力不足
を補完

3. 輸出認定施設外の食肉加工施設の整備

輸出量を増加させるため、輸出に取り組む食肉処理施設外において、輸出向けの部分肉、精肉加工を行う施設・設備の整備を支援します。

<3の支援>



外部化で
輸出向け加工
を増加

4. 国内向け加工機能の外部移転の取組支援

輸出に取り組む食肉処理施設における輸出量を増加させるため、国内向けの部分肉、精肉加工を行う外部の施設・設備の整備を支援します。

<4の支援>



輸出向け加工
に注力

国内向けの一部を分離



消費地で
国内向けを加工

食肉処理機能の強化と輸出拡大

<事業の流れ>



<対策のポイント>

家畜流通において重要な役割を果たしている家畜市場について、出荷頭数や購買者の増加等を図り市場取引を活性化するため、家畜市場の合併に必要な既存施設における家畜市場機能の持続化等を支援するとともに、取引データ（血統、体格、給与飼料等）の生産現場へのフィードバックによる優良な肉用牛の生産を促進するため、市場の機能強化を支援します。

<事業目標>

- 家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化
- 高資質和子牛の取引頭数の増加

<事業の内容>

<事業イメージ>

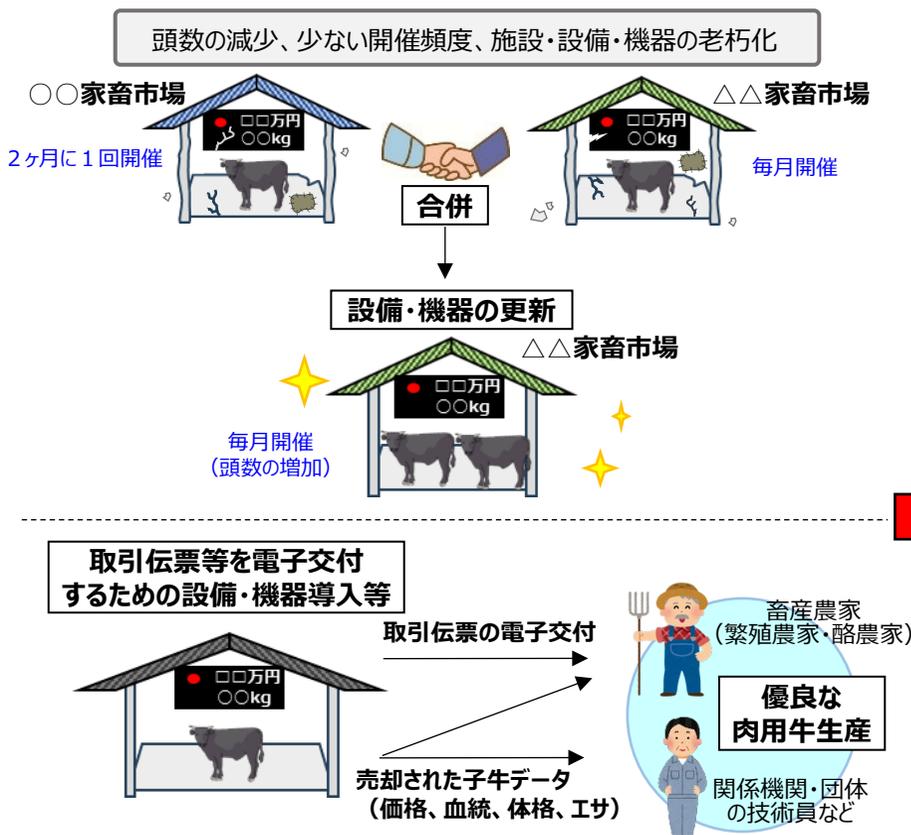
1. 家畜市場の再編における機能持続化の支援

家畜市場が合併し、既存施設を合併後も活用する場合に、家畜市場機能を維持・持続化するための設備・機器の更新等を支援します。

2. 家畜取引機能の強化の支援

家畜市場の取引伝票の電子交付や取引データ（血統、体格、給与飼料等）の生産現場へのフィードバックにより、利用者の利便性向上と優良な肉用牛の生産の促進を図る取組を支援します。

例：電子帳票システム、取引情報データベース・分析システム 等



家畜市場の活性化・肉用牛産地の育成

<事業の流れ>



持続的な食料システムの確立

【令和7年度予算概算決定額 145（-）百万円】
 （令和6年度補正予算額 4,721百万円）

<対策のポイント>

持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。また、食品企業による産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件 [令和11年度まで]）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 56（-）百万円 【令和6年度補正予算】55百万円

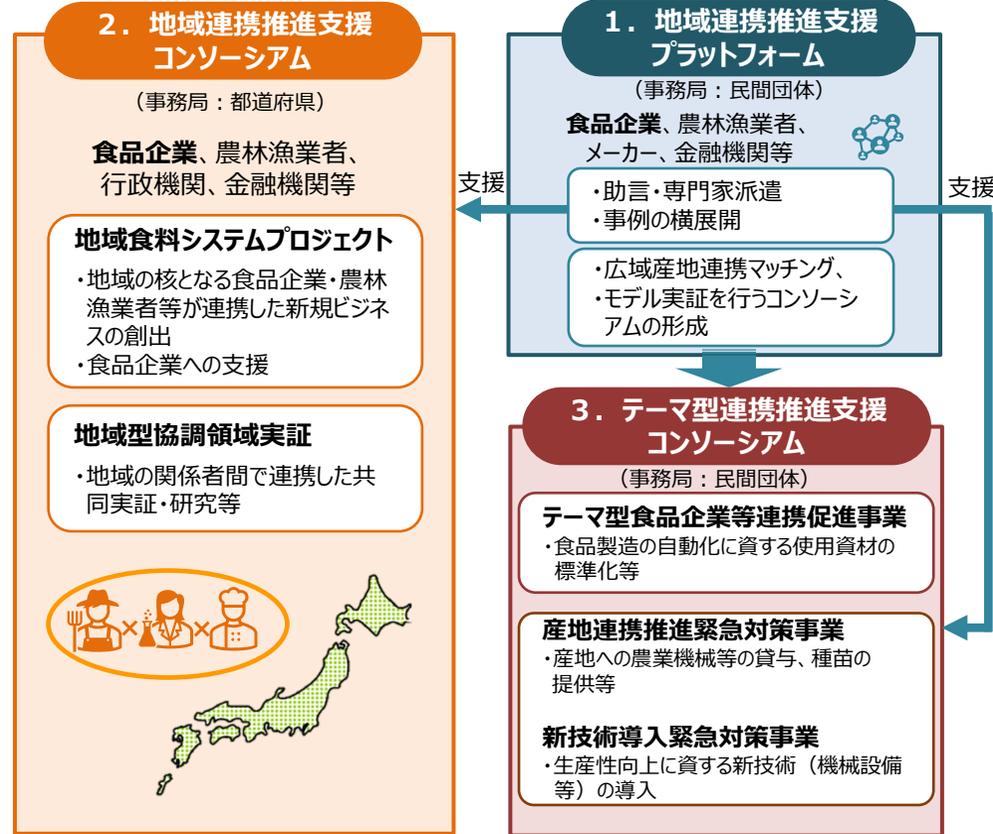
地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援します。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 66（-）百万円 【令和6年度補正予算】45百万円

- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
 都道府県が中心となり、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業や農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援します。
- ② 地域型協調領域実証
 地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援します。

3. テーマ型連携推進支援 23（-）百万円 【令和6年度補正予算】4,621百万円

- ① テーマ型食品企業等連携促進事業
 自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。
- ② 産地連携推進緊急対策事業
 産地を支援する取組や産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入等を支援します。
- ③ 新技術導入緊急対策事業
 産地と連携した食品企業の実産性向上に資する新技術の導入を支援します。



みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和7年度予算概算決定額 612 (650) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 3,828 百万円)

<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの推進、環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計に必要な調査を支援します。

<政策目標>

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

<事業の内容>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

361 (381) 百万円

【令和6年度補正予算】3,281百万円

地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。

- ① みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備
- ② 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換の加速化
- ③ 有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり及び有機農業を広域で指導できる環境整備
- ④ 慣行農業から有機農業への転換促進
- ⑤ 環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立
- ⑥ みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入
- ⑦ 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）の策定やその計画に基づき行う施設整備
- ⑧ 地域のバイオマスを活用したバイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用促進
- ⑨ 資源作物や未利用資源のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

252 (270) 百万円

食料システム関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援・実施します。

- ① 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、J-クレジットの創出拡大、二国間クレジット活用に向けた環境整備、地域気候変動適応策の調査
- ② 有機農業への新規参入促進や有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大
- ③ 再生可能エネルギー導入に向け、現場のニーズに応じた専門家の派遣

3. 環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計等

【令和6年度補正予算額】547百万円

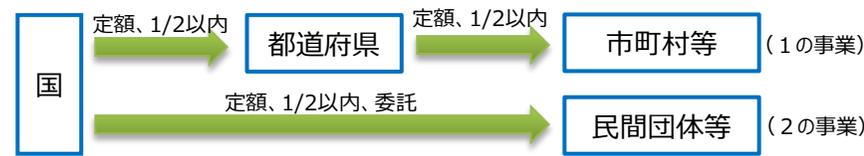
- ① 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施
- ② 新たな環境直接支払交付金の設計に必要な調査の実施
- ③ 農業分野のプラスチック排出抑制に向けた計画策定、プラスチック代替資材への切替え検討

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-2126)

<事業イメージ>



<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜政策目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂） [令和12年]

＜事業の内容＞

農業生産における環境負荷低減の取組の推進を加速化するため、各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

1. 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証の支援

- 化学農薬低減：病害虫・雑草の発生予察・予測、診断技術の活用等
- 化学肥料低減：可変施肥、局所施肥、生育診断による適正施肥、緑肥、汚泥肥料の活用等
- 有機農業拡大：水稲における先進的な除草・抑草技術
 その他品目の有機農業の特徴的な土づくり等の技術
- 温室効果ガス削減：中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用、バイオマス由来成分を含む生分解性マルチへの切替え、プラスチック被覆肥料の代替技術等

2. 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証の支援

〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **環境にやさしい栽培技術*** 及び**省力化に資する先端技術等**の検証
 ※化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出削減に資する技術
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等**の導入
- ④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への**消費者の理解醸成**
- ⑤ **グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成**
 産地内への普及に向けた**産地戦略（ロードマップ）の策定**
- ⑥ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への**情報発信**（HP掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

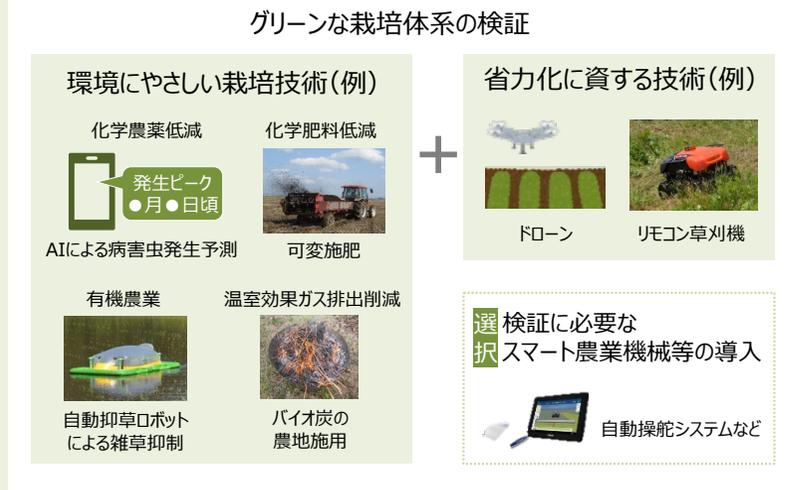
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

(1) 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）



栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

グリーンな栽培体系の全国展開の加速化

(2) 複数の産地が連携して技術を検証



有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612 (650) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数)

<対策のポイント>

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定**等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

<政策目標>

有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])

<事業の内容>

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定**等に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくり**に向けた**定着・普及に必要な取組**や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援します。また、**有機農業の大幅な面積拡大**に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

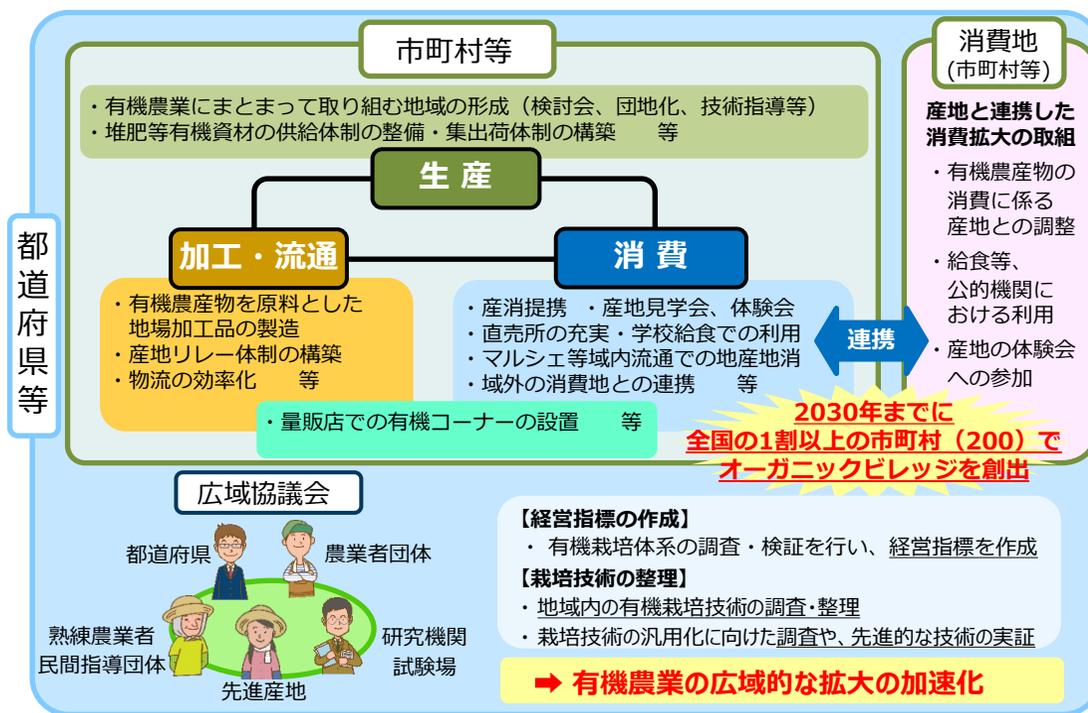
広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた**調査・検討**、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 有機農業を推進するため、**特定区域の設定**等に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を**広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

<対策のポイント>

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上[令和7年度まで]）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備**を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

老朽化した**農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策**等を推進します。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備**等を推進します。

<事業イメージ>

1. 農業競争力強化対策



2. 農業水利施設の保全、防災・減災対策



3. 農村生活環境施設の保全、防災・減災対策



<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<対策のポイント>

養殖業成長産業化総合戦略に基づく取組等を推進するため、**実行体制の整備等を支援**します。また、生産コスト削減とみどりの食料システム戦略の着実な実行に向けて、**輸入や天然資源に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料の開発**や**人工種苗の開発等を実施**します。

<事業目標>

戦略的養殖品目の生産量の増加（409千t [平成30年度] → 620千t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略的養殖品目総合推進事業

成長産業化のための計画を策定・実行する協議会の開催や戦略的養殖品目の競争力強化のための協議会の開催等の**養殖業成長産業化総合戦略の実行のための関係者の取組等**を支援します。

2. 養殖業成長産業化技術開発事業

- ① 輸入や天然資源に依存している魚粉を主原料とする配合飼料について、**魚粉代替原料の開発を含む魚粉の使用割合を削減した飼料の開発**を行います。
- ② 各種戦略の目標達成等の実現に資するよう**優良系統の作出**（ブリ類、サーモン、クロマグロ）等を行います。

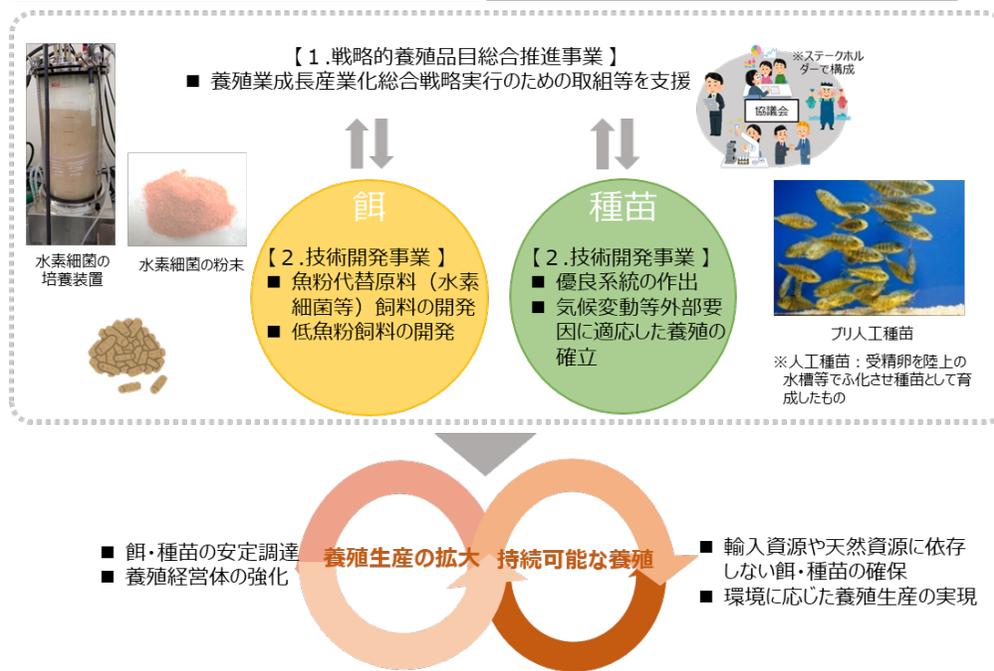
<事業イメージ>

「養殖業成長産業化総合戦略」

KPI（生産量）：2030年まで
ブリ類24万t（2019年14万t）
マダイ11万t（2019年6万t）

「みどりの食料システム戦略」

KPI：2050年まで
・クロマグロ、ブリ、カンパチ等の人工種苗比率100%
・配合飼料化100%



<事業の流れ>



みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

【令和7年度予算概算決定額 1,749 (1,804) 百万円】

<対策のポイント>

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した**革新的な品種・技術・生産体系の確立に資する研究開発を国主導で推進**します。また、研究成果の社会実装に向け、知財の活用を見据えた**研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化**など**研究開発環境の整備**を実施します。

<事業目標>

- 重要課題に対応する技術を開発し、農林漁業者等がその開発された技術を実践 [令和11年度まで]
- 知財マネジメントの強化、アウトリーチ活動の展開により、農林水産業・食品産業にイノベーションを創出 [令和11年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 研究開発

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、**国主導で実施すべき重要な分野について、戦略的な研究開発を推進**します。

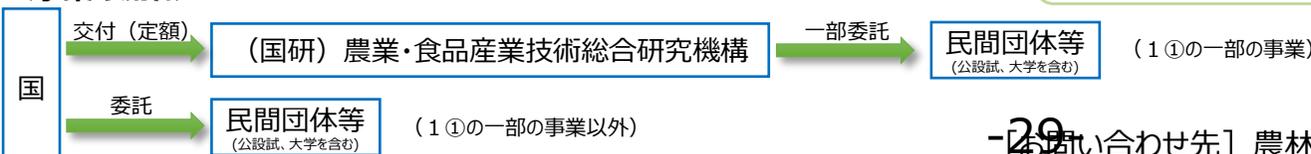
- ① 新品種開発研究**
生産性向上や気候変動等に対応する新たな品種等の研究開発を推進
- ② 環境負荷低減対策研究**
みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発を推進
- ③ 気候変動適応研究**
温暖化に対する適応技術や将来の適地適作予測等の研究開発を推進
- ④ 競争力強化研究**
生産性の向上や輸出の拡大等の現場ニーズを踏まえた、競争力強化に資する研究開発を推進
- ⑤ 革新的技術創出研究**
バイオテクノロジー等の革新的な技術の創出に資する研究開発を推進

2. 環境整備

研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財の活用を見据えた**研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化**や**アウトリーチ活動の展開**等の**環境整備**を行います。

- ① 戦略的研究開発知財マネジメント強化事業**
- ② 海外・異分野動向調査**
- ③ みどりの食料システム戦略実現のためのアウトリーチ活動の展開**

<事業の流れ>



新品種開発研究



高温により、トマトの裂果が増加
土壌病害に強いカンショ



(写真：農研機構) 土壌病害に強いカンショ

【研究内容】

- ・産学官の連携により、食料安全保障の確保やみどりの食料システム戦略の実現に対応した革新的な特性を持つ新品種を効率的に開発 等

【期待される効果】

- ・気候変動下における食料安全保障、および持続可能な食料システムの構築を確実なものとし、輸出産業も活性化 等

環境負荷低減対策研究



地下深くの消毒ができなかった土壌から病害が再拡大

【研究内容】

- ・土壌くん蒸剤の地下深層への施用技術、病害虫防除効果の持続性の評価手法の開発 等

【期待される効果】

- ・土壌くん蒸剤の効果的な施用技術の導入により、2030年までに化学農薬使用量（リスク換算）10%低減に貢献 等

気候変動適応研究

【研究内容】

- ・温暖化「デメリット」への適地適作マップ
適策（被害・水資源予測と水管理等の適応策）と温暖化「メリット」の利用策（5-10年先の新品目の適地適作情報のマップ化等）を開発 等

【期待される効果】

- ・気候変動の影響を受けにくい産地を形成
・新品目の導入により産地活性化・生産者の収益向上に貢献 等

競争力強化研究

【研究内容】

- ・マウス毒性試験に代わる、STX（サキシトキシン）鏡像異性体等を用いたホタテガイ等の麻痺性貝毒の正確な濃度決定手法を開発 等

【期待される効果】

- ・EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、輸出拡大を実現 等

革新的技術創出研究

【研究内容】

- ・環境負荷軽減や低コスト化に資するカイコの創出、飼料等へのサナギ利活用技術、革新的なシルクの開発 等



【期待される効果】

- ・資源を余すことなく活用するエコ養蚕システムの構築、新しい市場の創出 等

① 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発【継続】

- 木材の輸出入時の防疫手法は臭化メチルクン蒸処理が未だに主流であるが、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で使用に制限がある。
- 一方、近く発効が見込まれている国際植物防疫条約（IPPC）の木材の国際移動に関する附属書では、くん蒸等の薬剤使用の低減が可能な木材生産の各段階における病害虫移動のリスク評価に基づくシステムズアプローチへの移行が求められている。
- このため、我が国における木材の国際移動に関するシステムズアプローチを確立するとともに、外来病害虫のさらなる侵入を防ぐ管理対策技術を体系化することで、木材の輸出入時の国家間の病害虫移動リスクを緩和する。

目標達成に向けた現状と課題

- 木材の輸出入時には環境負荷の高い臭化メチルクン蒸が未だに主流
- 国際植物防疫条約(IPPC)では検疫時の薬剤使用の低減を可能とするシステムズアプローチへの移行が進む
- 実現には各段階での病害虫リスク評価が必要で科学的なエビデンスが不可欠
- 外来病害虫の侵入による樹木被害が拡大しており、侵入防止が急務

安全・安心で環境に優しい
木材輸出入システムが必要です

抑え込みが難しい
外来種被害が続発



オゾン層

臭化メチルは
大気へ放出



＜イメージ＞

必要な研究内容

科学的なエビデンスを積み重ね、最新の国際的な議論に即した国家間の病害虫移動リスク緩和手法を構築

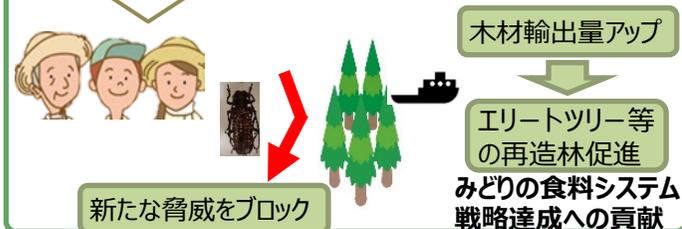
- ① 国内の病害虫モニタリング手法や植栽、育林、伐採、輸送などの各段階の病害虫移動リスク評価手法の開発や臭化メチルの使用を代替する熱処理や代替薬剤の効果検証による木材の輸出時に利用可能なシステムズアプローチを確立
- ② 外来病害虫の侵入経路を分析し、輸入時に国内に持ち込ませない管理対策技術を体系化



社会実装の進め方と期待される効果

- システムズアプローチの取り組み方をマニュアル化し、国内の木材産地に周知（病害虫を持ち出さない）
- 外来病害虫の侵入リスクが高い国からの木材輸入に必要な措置をマニュアル化（持ち込ませない）
- 国家間交渉に科学的なエビデンスを提示

- システムズアプローチを先駆けて確立し、国家間の安全・安心な木材輸出入の仕組みづくりに貢献
- 樹木病害虫の海外へのまん延防止と木材輸出における環境への負荷低減
- 木を枯らす外来病害虫の国内への侵入阻止
- 木材の輸出拡大による再生林の推進



② ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発【継続】

- 漁業従事者が減少する中、現在生じている貝毒プランクトンの多発により、ホタテガイの出荷停止や指定処理場等での加工処理による更なる作業が生じることで、**養殖産地の維持が困難**になっている。
- 安全なホタテガイ等を国内外に効率的で計画的に出荷できるようにするためには、**省力的で迅速な機器分析法を確立**することが必要。
- また、日本では化学兵器禁止法により、麻痺性貝毒の有毒成分(サキシトキシン; STX)の製造や使用等が厳しく制限されており、**STXを標準物質として用いる機器分析法への移行が困難**であることが、ホタテガイ等の輸出拡大に向けた課題となっている。
- このため、麻痺性貝毒検査における機器分析技術の開発を行い、現場への導入を支援することで、**ホタテガイの養殖産地の維持を図る**。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 貝毒プランクトンの多発で出荷停止になる不安
- ・ EU規則改正（2021.10）により機器分析法へ移行しないと、EU等への輸出が困難となる可能性
(機器分析法で不可欠な標準物質が化学兵器禁止法により国内での使用が困難)



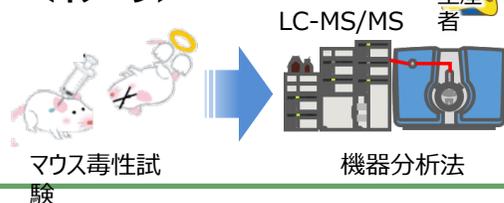
実需者

- ・ ホタテガイ等の計画的な出荷体制の構築には、貝毒を省力的・迅速に調べられる方法が必要



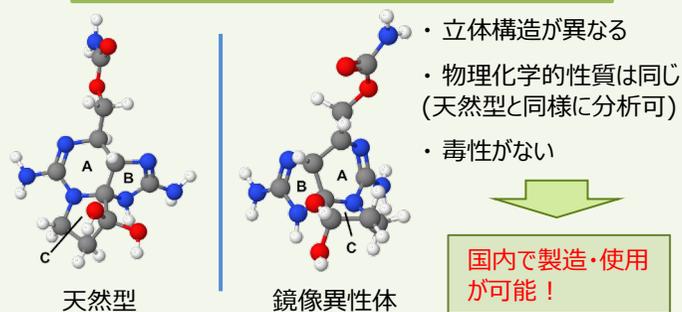
生産者

<イメージ>



必要な研究内容

<STX鏡像異性体の立体構造と性質>



既往知見を応用

本課題では、

- ① 安全に取扱いできるSTX鏡像異性体等の標準物質製造・安定保存等の利用技術の開発
- ② STX鏡像異性体等を用いた正確な濃度決定手法の開発を行うことで、国内で取扱い可能な認証標準物質を確立

社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 鏡像異性体を用いた機器分析法を公定法として運用できるよう関係国と調整
- ・ 都道府県や民間検査機関と連携して、機器分析法による麻痺性貝毒の検査体制を構築

- ・ EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、**輸出拡大を実現**
- ・ これにより、2030年までに**ホタテガイの輸出額目標1,150億円※の達成**に貢献
(2021年実績：639億円)

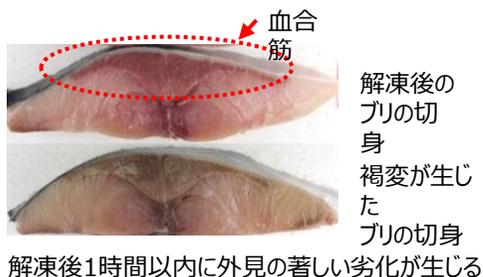
- ※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)
- ・ みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化」にも貢献



③ 魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発【継続】

- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020.12農林水産業・地域の活力創造本部決定)では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、水産物では**ブリを輸出重点品目の一つに指定**している。このため、ブリ養殖においては、人工種苗の量産技術の開発や人工種苗を生産する担い手の確保・施設の拡充など、持続可能な養殖体制の構築と、これによる増産等を推進している。
- ブリ輸出の8割が冷凍であり、魚肉自体の鮮度を保持できる冷凍技術は普及しているものの、血合筋において冷解凍直後に褐色を呈する色調変化(褐変)が生じるため、**外見の劣化等による商品価値の低下が輸出拡大のボトルネック**になっている。
- このため、ブリの輸出拡大の実現に向けて、**褐変を防止する革新的冷凍技術の開発が求められている**。

目標達成に向けた現状と課題



・褐変による外見の劣化から生食用として取り扱えず、高鮮度で味の良い**日本の強みが生かせず**。

・ブリ類の販路拡大を目指す**EUやアジア等で活用できる褐変防止技術がない**。



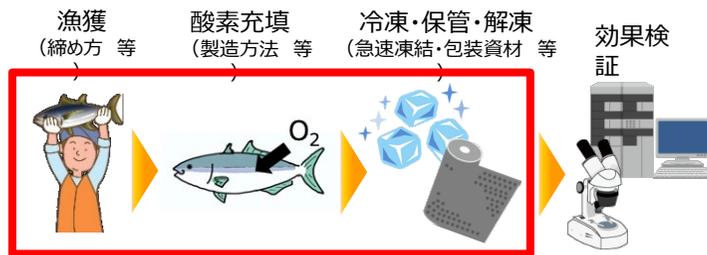
必要な研究内容

魚肉への酸素充填の有効性が明らかになっていることをふまえ、研究機関・生産者・冷凍機器メーカー等が連携して、

- ① **色調保持時間***を延ばすための**最適な酸素充填方法や処理条件の検討** ※現状で解凍後3時間
- ② **冷凍後の保管温度***を高温度するための**凍結技術や包装資材の開発** ※現状で-40℃保管

などを進めるとともに、漁獲から冷解凍に至る一連の実証試験を行うことで、魚類血合筋の褐変防止技術を確立。

<研究イメージ>



褐変経路の解明、生化学分析に基づく技術改良

社会実装の進め方と期待される効果

- ・褐変を防止可能な冷凍機器等を製品化。
- ・生産者・加工業者向けのマニュアル作成や講習会の開催を通じて技術を普及。
- ・JF全漁連や都道府県等と連携して、褐変を防止する加工・流通体制を確立。

・EUやアジア等へブリ類の販路が拡大することにより、**輸出拡大を実現**。

・これにより、2030年までに**ブリの輸出額目標1,600億円***を達成。
(2020年実績：173億円)

※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)

・みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「**ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立**」にも貢献。



農林水産物・食品の輸出促進のうち 新市場開拓推進事業

【令和7年度予算概算決定額 2,401 (2,627) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 6,349百万円)

<対策のポイント>

認定品目団体やジेटロ・JFOODOが連携して行う海外の新市場開拓、日本食・食文化の魅力発信、食品事業者の海外展開等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年度まで]、5兆円[2030年まで]）

<事業の内容>

- 1. 品目団体輸出力強化支援事業** 756(847)百万円
認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。
- 2. 戦略的輸出拡大サポート事業** 1,297 (1,383) 百万円
① ジェトロによる新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
② JFOODOによる海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。
- 3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業** 8 (8) 百万円
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。
- 4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等** 200 (202) 百万円
① 海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成や発信拠点となる日本産食材サポーター店の拡大等の取組を支援します。
② SAVOR JAPAN認定地域間の連携等の取組を支援します。
- 5. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業** 10 (一) 百万円
海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援します。
- 6. 食産業の戦略的海外展開支援事業** 130 (187) 百万円
食産業の海外ビジネス展開を支援するため、公的支援措置や先行事例に係る官民・企業間の情報交換・交流の促進や各国市場の動向調査等を実施します。

<事業イメージ>

認定品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化



輸出物流の効率化に資する包材の統一



構造物輸出開始に向けたスギ・ヒノキ製材の性能の検証

日本食・食文化の普及



外国人料理人への日本料理研修

戦略的輸出拡大サポート (ジェトロ・JFOODO)



現地バイヤーとの商談会



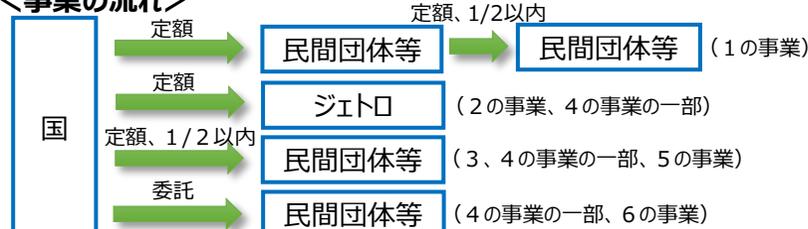
現地小売店での日本産品のプロモーション

食産業の海外展開支援



グローバル・フードバリューチェーン官民協議会を通じた情報交換・交流

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1、2、4 ①の事業) 輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)
- (3の事業) 輸出支援課 (03-6744-2398)
- (5、6の事業) 海外連携グループ (03-3502-8058)
- (4 ②の事業) 新事業・食品産業部 外食・食文化課 (03-6744-2012)

新市場開拓推進事業のうち 品目団体輸出力強化支援事業

【令和7年度予算概要決定額 756 (847) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 4,162百万円)

<対策のポイント>

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、**業界全体の輸出力強化**に向けて行う取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目について、認定品目団体等*が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめ**オールジャパンで行う**、輸出力の強化に向けた次の①～⑩までの取組を支援します。

*輸出促進法に基づき認定された団体及び認定に向け取り組む団体

- ① 輸出ターゲット国・地域の**市場・規制調査**
- ② 海外における**ジャパンブランドの確立**
- ③ 業界関係者**共通の輸出に関する課題解決**に向けた実証等
- ④ **海外における販路開拓活動**
- ⑤ 輸出促進のための**規格の策定**等
- ⑥ **国内事業者の水平連携**に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の**専門家による支援**
- ⑧ **新たな輸出先国・地域の開拓**に向けた調査及び輸送試験
- ⑨ **任意のチェックオフ制度導入**に向けた体制整備
- ⑩ **ジェットロやJFOODOとの連携強化推進**【6補正：4億円】
【7予算：8千万円】

<事業イメージ>

- ①-例 ・マーケティングを行う**現地エージェント**を活用した**コメ市場の調査**
・牛肉の**非日系市場への商流開拓**に向けた**流通実態等の調査**
- ②-例 ・錦鯉の品質や価値を証明する**電子生産証明書システム**の開発
・青果物の**産地リレー出荷**による**小売店での長期棚確保実証**
- ③-例 ・米国への**構造材輸出**のための**スギ製材**の性能検証
・フランスの**学校給食への日本式カレー**の導入促進のためのレシピ等の提供や調理実習等の実施
- ④-例 ・バイヤー等向け**教育セミナー**の開催、**品目専門見本市**への出展等
・商談の多様化に向けた**真珠のオンライン入札システム**の開発
- ⑤-例 ・**輸送資材や温度管理、洗浄方法**等、相手国等のニーズに対応した**規格やマニュアル等の策定**
・商流構築のために構成員が行う必要な**認証取得への支援**(1/2以内)
- ⑥-例 ・旬の**青果物**を活用した**スイーツ**による外食店での**長期間フェア**を可能とする**リレー出荷**のための出荷時期や数量等の調整
- ⑦-例 ・海外現地の市場や規制、手続等に精通する**専門家による相談対応**
- ⑧-例 ・ぶりの品質保持や輸送効率化等のための**輸送実証**
- ⑨-例 ・任意チェックオフ導入に向けた**諸外国の事例調査**や国内関係者を集めた**検討会の開催**、**徴収体制の構築**、**徴収事務等**
- ⑩-例 ・**ジェットロやJFOODOとの連携**による現地系外食店での**フェアの実施**等、**新市場開拓に資する取組**（①～⑨のいずれにも対応）



<事業の流れ>



リレー出荷によるスイーツ店での長期フェア

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
メロン	もも	シャイマスカト	なし	かんしょ	列バス体社	いちご	きんかん	

日本食・食文化の魅力発信による日本産食品海外需要拡大事業

【令和7年度予算概算決定額 181（181）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出促進を図るためには、海外における日本食・食文化及びの魅力の適切かつ効果的な発信により日本産食材の海外需要を拡大することが重要であることから、日本食・食文化の普及を担う外国人日本食料理人の育成や日本産食材サポーター店等の拡大等を推進します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

海外において日本食・食文化及び日本産食材の魅力を適切かつ効果的に発信するため、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等に資する、以下の取組を実施します。

- ① 日本料理の調理技能認定推進支援
- ② 海外日本食料理人育成のための招へい研修支援
- ③ 外国人日本料理コンテストの開催支援
- ④ 海外日本食イベント・セミナー等への講師派遣支援
- ⑤ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援
- ⑥ 日本食・食文化普及の功労者等の表彰

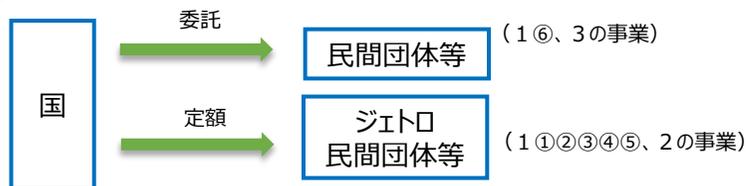
2. 日本食・食文化の発信拠点拡大事業

日本産食材を継続的に取り扱うなど、日本食・食文化の発信拠点となる現地レストラン・小売店など（日本産食材サポーター店）の拡大に向けた取組を推進します。

3. グローバルイベント等における日本食・食文化発信事業

グローバルイベント等の機会に併せた日本食・食文化や日本産食材の魅力発信の取組を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

<現状・課題>

海外で日本食レストランが増加傾向にある一方で、専門的な知識・技能を有する日本食料理人が不足。

<対応策>

更なる輸出拡大には、日本食・食文化や日本産食材の魅力を理解、発信できる外国人日本食料理人の育成が必要不可欠。



調理技能等が一定のレベルに達した外国人日本食料理人を民間団体等が認定する制度の運用を支援



外国人日本食料理人を日本に招へいした日本料理店での研修等の実施を支援



海外の料理学校等での日本食講座開設や講師派遣を支援

2. 日本産食材サポーター店の認定推進

日本産食材サポーター店を日本食・食文化の発信拠点として活用し、海外での日本産食材の需要拡大を図り、輸出を促進します。



▲サポーター店のPRイベント



▲サポーター店における認定ロゴマーク

<対策のポイント>

海外の消費者の日本食・食文化への興味・関心を高めるとともに、新たな需要の創出に繋げる好循環の構築に向け、インバウンドによる食関連消費と農林水産物・食品の輸出の相乗的な拡大を図るため、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げの実施等により、認定地域の共通性を生かしたテーマによる連携や効果的な誘客等を促進する取組を支援します。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円 [2030年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. SAVOR JAPAN認定地域の地域間連携の支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図るSAVOR JAPAN認定地域において、長期周遊の促進や、食体験を通じた地域産品の消費拡大を図るため、認定地域の「テーマ共通性」を生かした横串連携を推進するとともに、認定地域に旅行事業者等を招聘し、効果的な誘客等を促進する取組を実施します。

2. ブランディング、プロモーションの実施

・訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツを造成するため、専門家の派遣等により、磨き上げ等の取組を支援します。

・観光・物産博による出展の支援、認定地域での食と食文化にかかる情報の一体的な情報発信を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

観光庁の調査では、訪日外国人が訪日前に期待していたことの第1位
「日本食を食べること」 ➡ **地域の食のインバウンド需要拡大の好機**
 (2023年訪日外国人消費動向調査 83.2%)

SAVOR JAPAN認定地域の地域間連携の支援

<連携例：旅行者目線で訪問先の組合せを最適化>

- 特定テーマによる横串でのツアー形成
- 訪問時期や訪問場所、訪問回数を考慮したインバウンドのニーズに即した周遊ルートの構築

認定地域間の連携を支援

- ・“横串”による地域連携の取組を行う
地域の検討、意見交換の実施
- ・ファムトリップの実施
・参加者による助言、プロモーションの実施

ブランディング・プロモーションの実施

地域の食、農林水産業の魅力でのインバウンドの誘客、消費拡大のための取組の実施

- 認定地域の磨き上げ
- 認定地域の産品等も含めたプロモーション
- 「SAVOR JAPAN」ブランドでの一元的な情報発信

海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業

【令和7年度予算概算要求額 10（－）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に関連する事業者の海外展開を推進するため、海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向けた民間企業の海外投資案件の形成を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

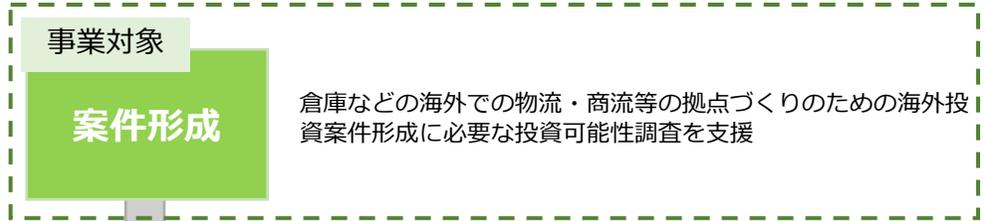
<事業の内容>

1. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査への支援

10百万円

海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向け、農林水産物・食品の輸出拡大に関連する事業者が行う投資可能性調査に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>



公的機関（政策金融公庫等）及び民間金融機関からの融資等による資金供給



<事業の流れ>



投資可能性調査への支援により、食品等の輸出のためのサプライチェーンの構築に資する海外投資を促進

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に関連する事業者の海外展開を推進するため、各種の公的支援措置・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換、交流の一層の推進、各国の市場動向などの調査等を実施します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

130(187)百万円

我が国食産業の海外におけるビジネス展開を支援するため、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会の枠組みの下で、以下の取組を包括的に実施します。

- ① 海外ビジネス展開を図るための公的支援措置・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換、交流の推進
- ② 各国の市場や政策の動向、食品規制に係る法制度等の調査の実施
- ③ 規制緩和等の働きかけを行う二国間対話の実施

<事業の流れ>



<事業イメージ>

課題

食品の輸出のみならず、世界的なバリューチェーン全体を通じた海外需要を獲得するため、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ

事業内容

GFVC官民協議会のセミナー等を通じた官民間及び企業間の情報交換、交流の推進等

各国の市場や政策の動向、食品規制に係る法制度などの調査

規制緩和等の働きかけを行う二国間対話

企業の海外展開

成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大、食料安全保障等への貢献
- 海外需要の獲得を通じた我が国食産業の持続的な成長

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業【令和7年度予算概算決定額 214（190）百万円 （令和6年度補正予算額 1,308百万円）】

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、輸出支援プラットフォームを設置・運営し、未開拓の現地商流へのアプローチに加え、都道府県等のプロモーションのオールジャパンでの展開に向けた立案や伴走支援等、現地発の取組を通じて国内の輸出事業者等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出支援プラットフォーム推進事業

214（190）百万円

海外現地において農林水産物・食品に特化した輸出促進を強化するため、主要な輸出先国・地域において、在外公館やJETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとする輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者を包括的に支援します。

- ① 非日系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチを強化
- ② 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施
- ③ 現地事業者との連携を強化し、販路開拓や日本食普及を推進
- ④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、国内事業者への情報提供を実施

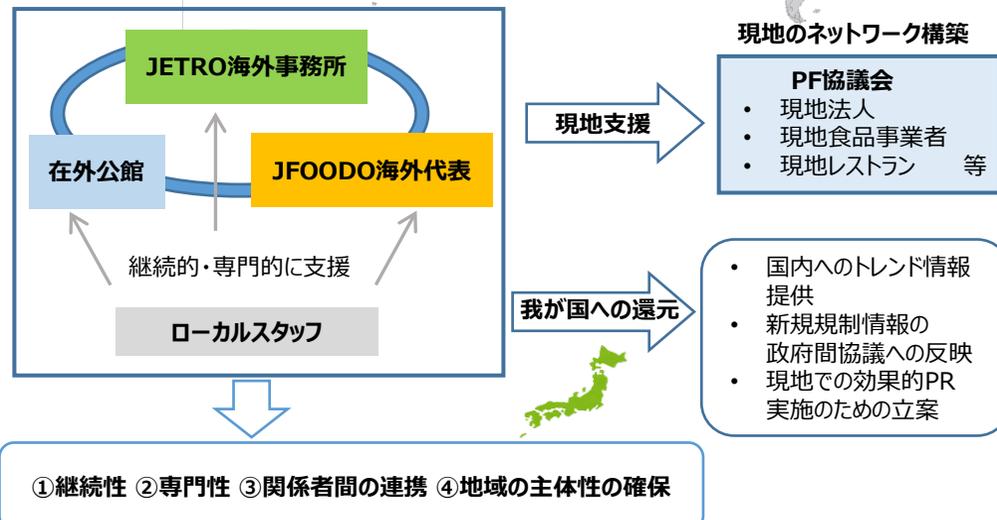
<事業の流れ>



<事業イメージ>



輸出支援プラットフォーム（輸出先国における支援）



農林水産物・食品の輸出促進のうち 輸出環境整備推進事業

【令和7年度予算概算決定額 1,298 (1,348) 百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 476 (510) 百万円

政府間交渉に必要な科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の高度かつ複雑な規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162 (162) 百万円

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 661 (676) 百万円

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 農畜水産物モニタリング検査
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
- ④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
- ⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

<事業イメージ>

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】



研修等による実務担当者の能力向上の支援

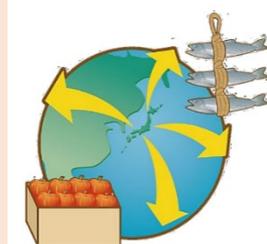


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査等の支援



国際的認証や施設認定の取得等の支援



HACCP認定施設の認定・監視等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1、2、3①③ ④⑤の事業) 輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-2378)
- (3②の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-3502-8731)

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業[令和7年度予算概算決定額 476 (290) 百万円]

<対策のポイント>

輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、**輸出先国からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析**や諸外国の新たな規則に関する調査・分析等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

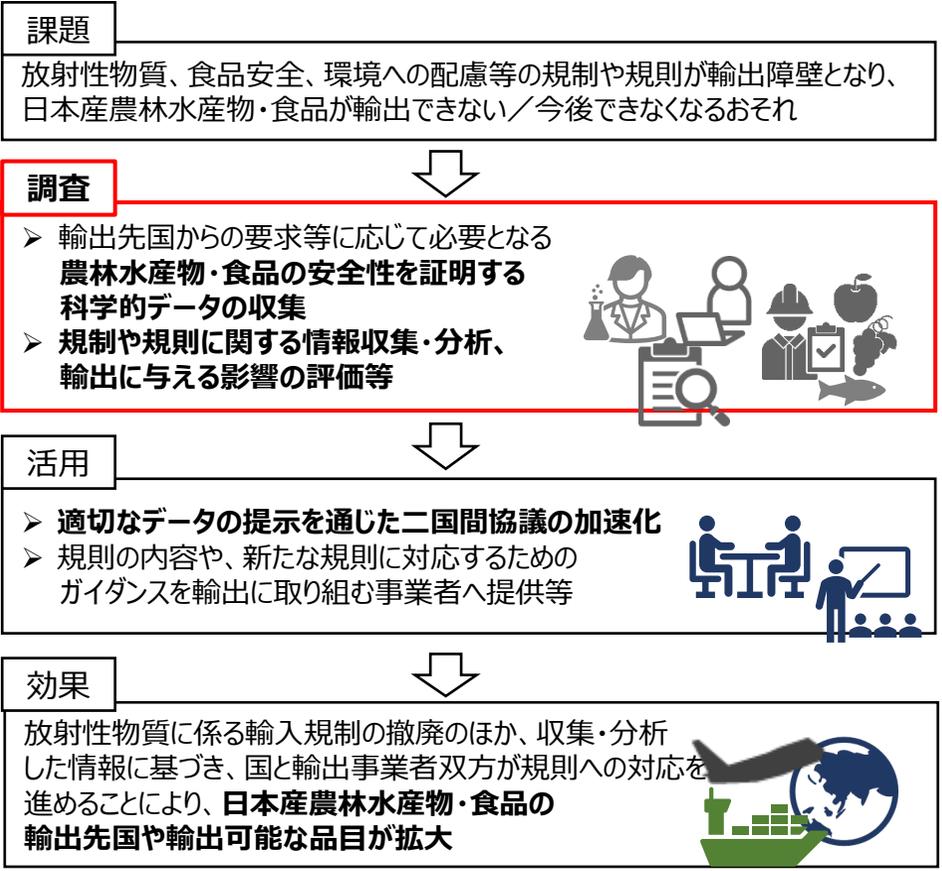
輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制について、規制撤廃に向けた二国間協議を加速させるため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる、日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データなどの情報の収集・分析を実施します。
- 放射性物質関係以外の輸入規制や規則についても、食品の安全性や環境への配慮等の観点から次々と新たに高度かつ複雑な規則が制定される方向にある中で、こうした規則が日本産農林水産物・食品の輸出の妨げとならないよう、輸出障壁となる可能性がある輸出先国の規則等に関する調査等を実施し影響を評価します。
- 我が国では使用が認められているが、輸出先国・地域では認められていない農薬等の化学物質について、輸出先での基準値設定を申請するために必要な各種試験データの取得や分析、輸出先当局との調整等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

【令和7年度予算概算決定額 162（162）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取り組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う**都道府県や民間検査機関等の体制強化**をします。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、**研修の受講、開催等**を支援します。

また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う**人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得等**を支援します。

2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な**検査機器の導入や更新等**を支援します。



研修等による実務
担当者の能力向上



証明書発行業務の
人員増強



検査機器の導入

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、**農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等**について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の動物用医薬品、農薬等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

3. 農産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める青果物の残留農薬、微生物、重金属等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

4. 生産海域モニタリング検査支援

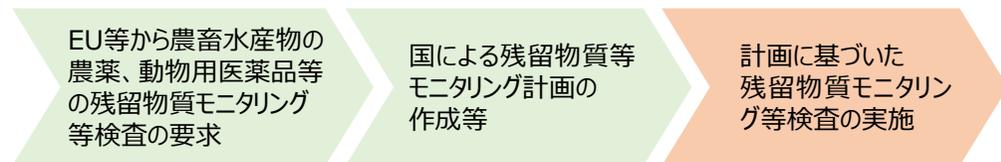
輸出先国が求める二枚貝の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

<事業の流れ>

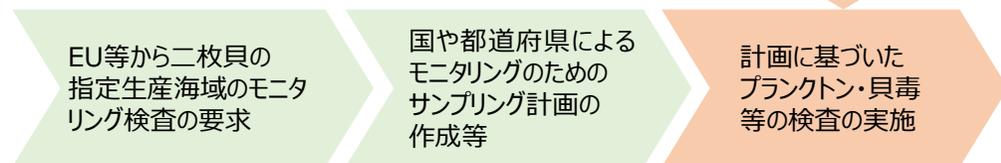


<事業イメージ>

(1～3の事業)



(4の事業)



※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



【お問い合わせ先】

- 1,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
- 2,4の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**施設認定や国際的認証の取得等**、輸出先国から求められる規制への対応、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための**研修の開催等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的に通用する認証等の新規取得の支援

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。



国際的認証等の新規取得

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。



施設認定等の取得や審査・現地確認

3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

事業者に対する輸出先国が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る研修の開催、技術的指導等の取組を支援します。



研修等による輸出先国の規制等の理解向上



輸出先国検査官の招へい

5. 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

輸出先国の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制への対応等について支援します。



輸出先国の求める条件に応じた検査や適合宣言書の作成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになる可能性を踏まえて、我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域/加工場における衛生管理）を検証・普及します。

＜事業目標＞

国産二枚貝の安全性を向上させるため、国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及

＜事業の内容＞

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

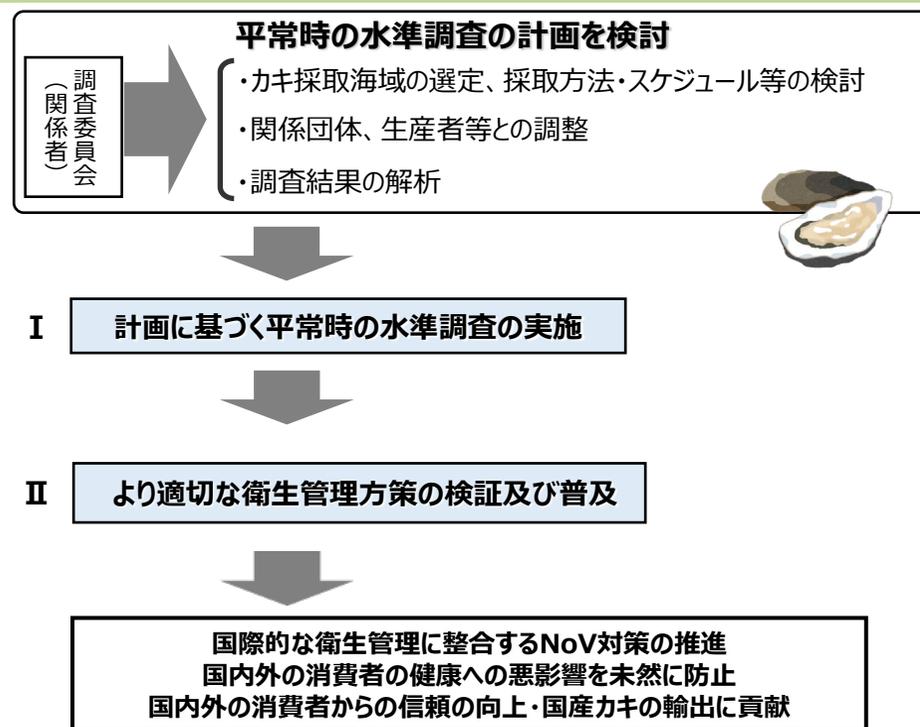
- I 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）の調査を行い、主要な生産地における実態を把握します（R7～8年度）。
- II 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[I]の調査で得られた情報をもとに、国際的な動向を踏まえNoVリスクの低減に効果的な衛生管理方策を重点的に検証・普及します（R7～8年度）。

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の認定審査及び定期監視、輸出の際の荷口確認等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. EU向け認定施設への定期監視等

- ① 輸出拡大に伴い増加する認定施設の定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
- ② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施

2. 都道府県職員に対する監視指導等の実施

冷凍船認定にかかる現地指導、都道府県職員向け講習会等の実施

3. EU向け施設認定に係るガイドライン等の作成

加工施設、保管倉庫、市場、養殖場、生産漁船、冷凍船認定にかかるガイドライン等の作成

4. EU向け施設認定に係るスクリーニングの実施

新規申請施設に対して認定にかかるスクリーニングを実施

<事業の流れ>



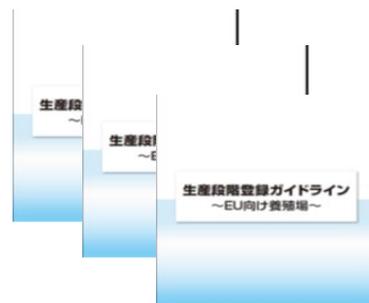
<事業イメージ>



定期監視、荷口確認等の実施



冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会等の実施



加工施設、冷凍船等認定にかかるガイドライン等の作成



施設認定にかかるスクリーニングの実施

<対策のポイント>

輸出先国から求められている二枚貝の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物の分析等）を収集し、行政機関や関係事業者と当該海域の管理方法を検討します。また、EUから求められている二枚貝の定期的なモニタリングを実施します。輸出側国側の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データを収集します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 生産海域の指定に必要な基礎データの収集

(1) 海域指定に必要なデータの収集

米国及びEU向けの活二枚貝輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

(2) 有識者による検討会の開催

活二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2. 定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3. 輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果、非加熱二枚貝について米国から要求されるデータ等）を収集します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝に含まれる化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ収集



輸出先国の規制に適合する海域管理方法について検討会の開催



生産海域における定期的なモニタリング

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

中国等の輸出先当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者への登録規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施する。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

- ・ 国内事業者が行う輸出先当局に対する施設登録について、施設や衛生管理が輸出先国の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの手続きを、日本の管轄当局が行うよう輸出先当局から求められるケースが増えている。
- ・ これらの輸出先当局からの要求に対応し、我が国事業者の輸出の維持・拡大をするために必要な取組を実施する。

（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が求められる例）

○ **中国向け食品の企業登録**

2022年1月以降、特定の品目については、製造・保管等を行った企業を輸出国の管轄当局が中国当局に登録することが求められている。

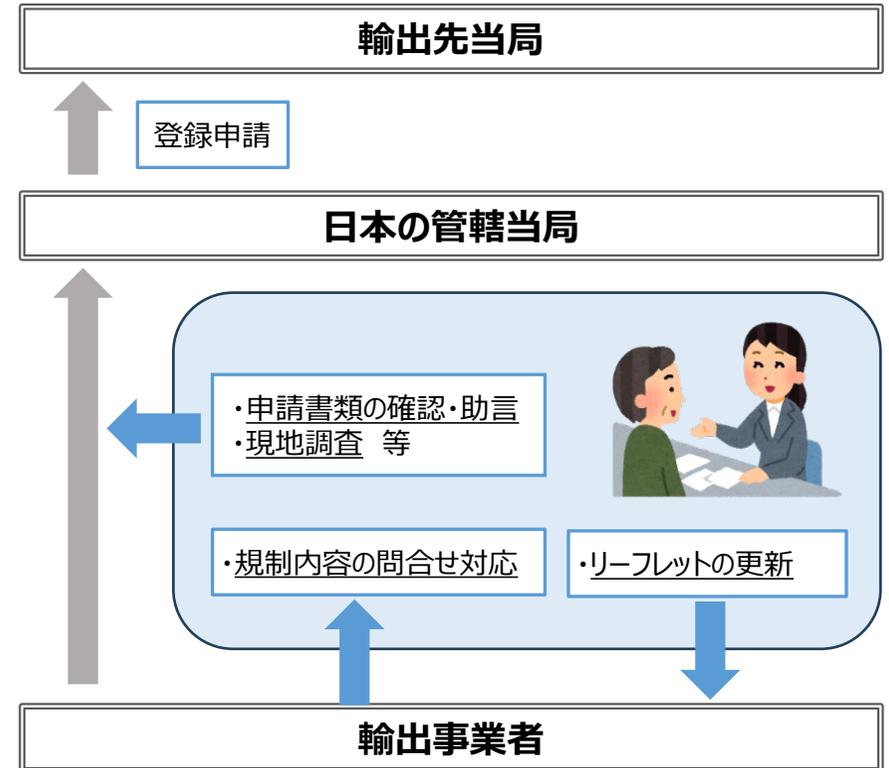
○ **台湾向け水産食品の製造等施設登録**

台湾向け水産食品について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、台湾政府の承認を受けることが求められている。

○ **インドネシア向け乳製品等の製造施設登録**

インドネシア向け乳製品については、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インドネシア政府の承認を受けることが求められている。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算決定額 152（157）百万円】
 （令和6年度補正予算額 321百万円）

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や国内外の**侵害対策に係る経費を支援**するとともに、在来種等の保存、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等**を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得支援等 97（120）百万円

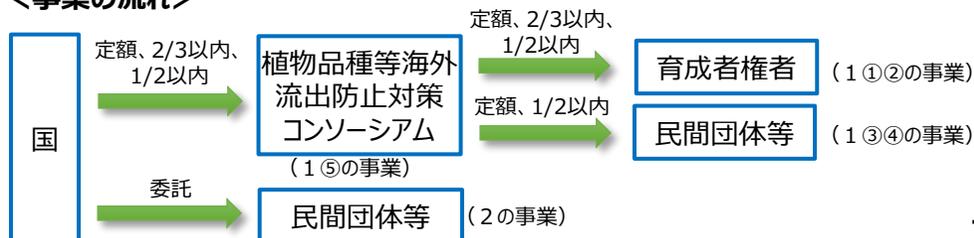
育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① **海外出願**
- ② **育成者権侵害対策**
国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。
- ③ **種苗資源の保護**
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ④ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
- ⑤ **流通品種データベースの運用**
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備 55（37）百万円

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

1. 海外ライセンス交渉加速化

海外ライセンス指針に則したライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形での活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 国内育成者権管理事業

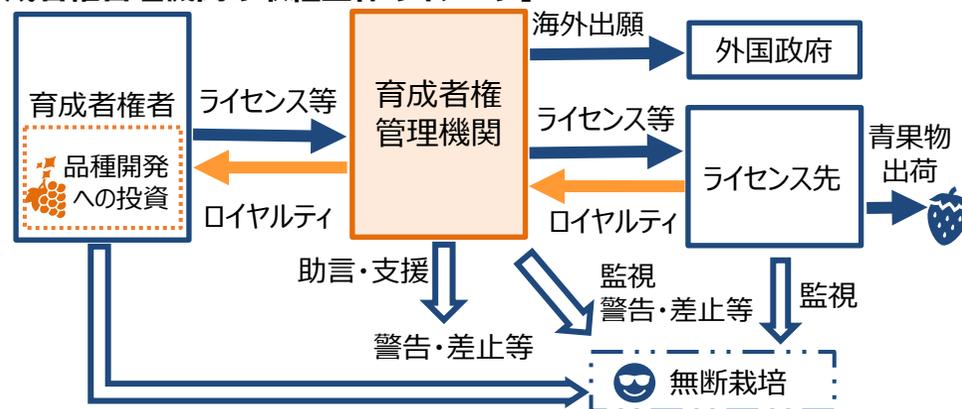
ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

ライセンス契約のニーズが見込まれる一方、海外流出リスクの高い果樹の苗木について、個体管理モデルの導入を実証

個体情報も追加

許諾された苗木に添付する証紙に代わり、個体別にトレーサビリティ可能なIT技術（例えばICチップ）を導入し、苗木管理システムと連動実証



苗木管理システム

- 農地区画ごとに管理
- 生産者名・生産者住所
- 品種名・苗木本数等



<対策のポイント>

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、**農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進**します。また、**農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けた支援**を行います。

<事業目標>

- 輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80% [令和11年度まで]
- 相談対応件数1,000件 [令和11年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業 88（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
 ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
 イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
 を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
 あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

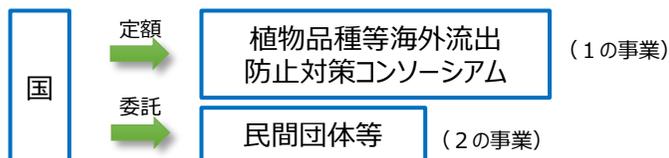
③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

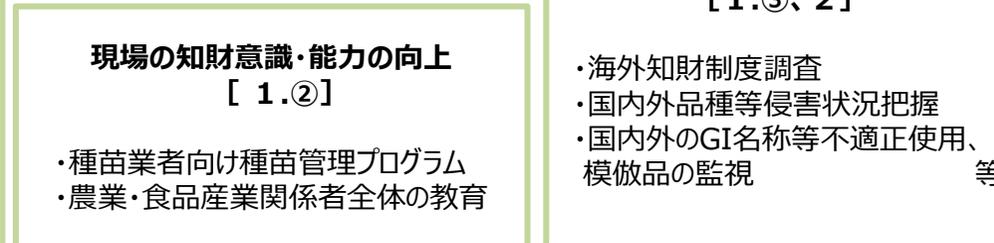
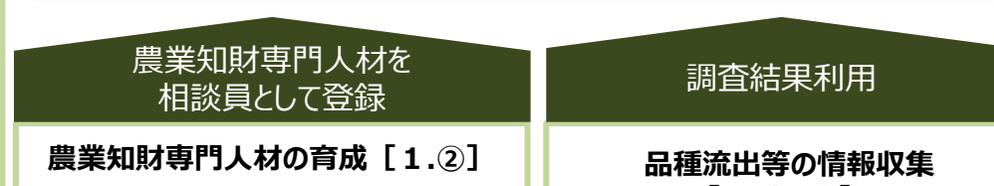
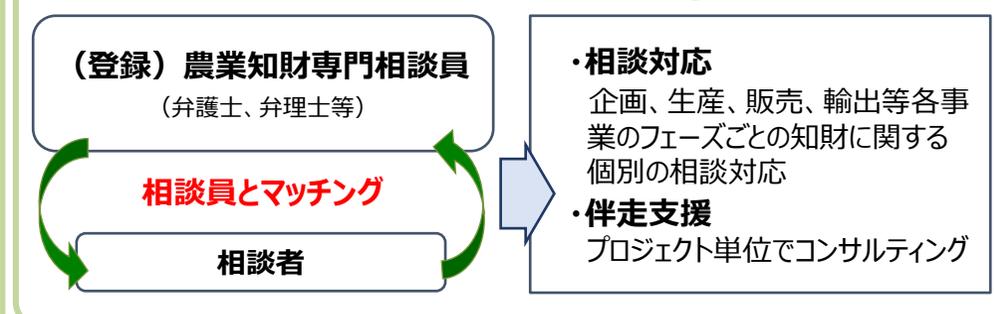
2. 地理的表示模倣品等対策委託事業 28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

<事業の流れ>



農業知財総合支援窓口 [1.①]



<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

2. GI登録生産者団体支援

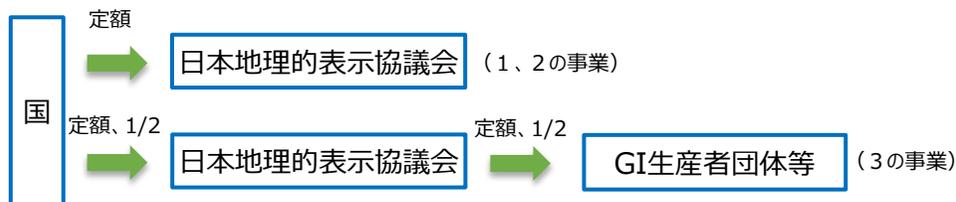
登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1）

GIサポートデスクの設置



GI登録

生産者団体への
一体的支援（2）

GI登録生産者団体支援

- ・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
- ・ECサイトを活用したGI産品販売支援
- ・商工・地銀、弁護士等と連携したプランニングセミナー等
- 効果的なプロモーション実施の支援
- ・GI産品の特色を踏まえた市場や顧客ニーズ調査等

海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援

海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援（3）

- ・国内で登録されたGI産品の保護を推進するため、GI登録生産者団体等が行う海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援

海外での侵害対策支援（3）

- ・GI登録生産者団体等が行う侵害実態調査、差止請求等の対抗措置、模倣品排除のための取組を支援

〈対策のポイント〉

我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

〈事業目標〉

- 今後、5か国以上がUPOVに加盟[令和10年度まで]
- 保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施[令和10年度まで]

〈事業の内容〉

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

UPOV事務局によるアジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実に向けた取組を支援します。

- ①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ②UPOV条約に則した法整備支援
- ③UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力に向けた取組を推進

2 植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等

UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保護制度の強化に向けた取組を支援します。

- ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
- ②持続可能な農業に資する新品種の導入等に向けた制度整備支援

〈事業イメージ〉

国際的な品種保護の課題

- アジア諸国をはじめ、途上国では、国際水準の品種保護制度が整備されていない国が多く、我が国の優良品種の無断栽培を防止できない。
- 海外ライセンス生産等、品種の保護・活用をグローバルに進めていく必要。

事業内容

1. 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国等のUPOV加盟に向けた取組を促進

- ・UPOV制度の役割・便益の周知啓発
- ・法制度や審査実施体制の整備
- ・UPOV e-PVP活用や審査協力の取組推進

2. ①植物新品種と育成者権者を活用した優良事例の収集と分析

優良品種のライセンス生産による農家の所得向上等の事例の調査・分析・横展開

優良品種導入による収量・所得向上、現地農業生産の発展



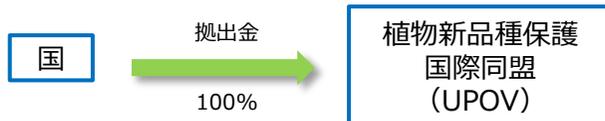
2. ②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

気候変動への耐性や環境負荷の低減といった特性を持つ、食料安全保障、持続可能な農業に資する品種の導入等に必要となる、品種保護制度の整備や審査協力に向けた取組を支援



海外ライセンス生産に必要な国際水準の品種保護環境をグローバルに整備

〈事業の流れ〉



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和7年度予算概算決定額 48（78）百万円】

<対策のポイント>

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、**農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際化を促進**するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

<事業目標>

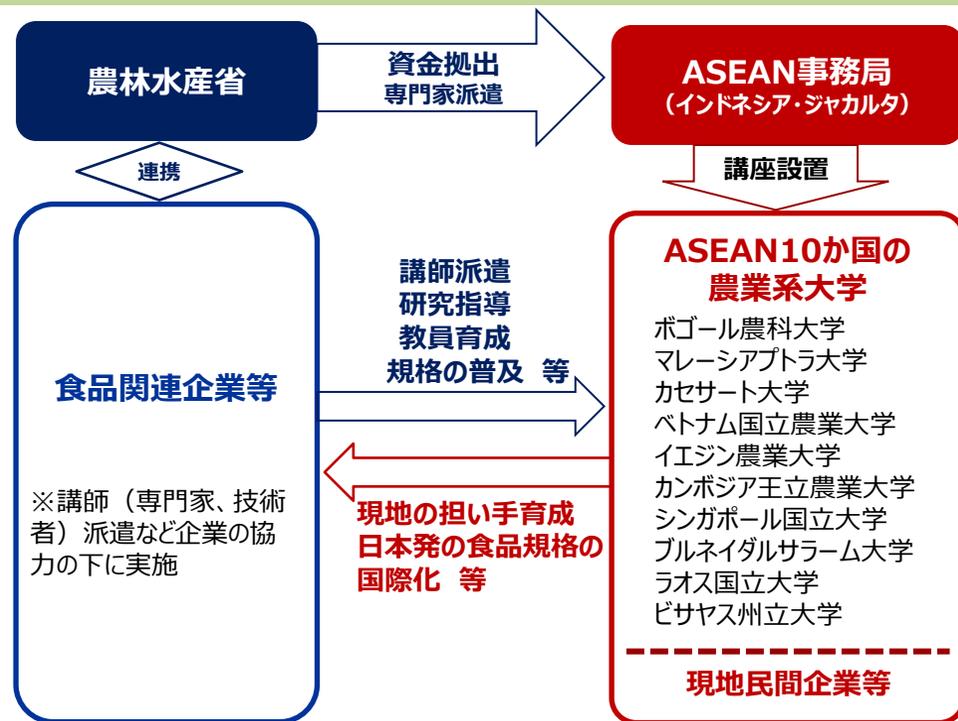
- 3か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を年間150人以上養成 [令和8年度まで]
- 3か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化 [令和8年度まで]

<事業の内容>

アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、持続可能な農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、知的財産権、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大やみどりの食料システム戦略推進に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2096)

<対策のポイント>

- 政府間協定により農業者の移住事業が締結された中南米地域には現在約310万人の日系人が居住しており、中南米地域の日系社会支援を積極的に実施するため、外務省内に「中南米日系社会連携推進室」が設立されるなど、政府全体で中南米地域の日系人社会との様々な交流事業が行われています。
- 中南米地域はブラジルをはじめ穀物等の世界の食料供給基地であり、また、日本食への関心が高いため、我が国の食料安全保障の確保及び農林水産物・食品の輸出促進の観点から、引き続き良好な関係を維持・強化するべく、日系農業者・団体等を対象に、連携強化会議、日系企業とのビジネスマッチング、日本における農業技術研修、官民合同会議等を行います。

<事業目標>

- 我が国の食料安全保障、農林水産物・食品の輸出拡大に資するため、本事業に参加した日本企業等の中から各年度5年以内に日系農業者・農業団体等とのビジネスが成立。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

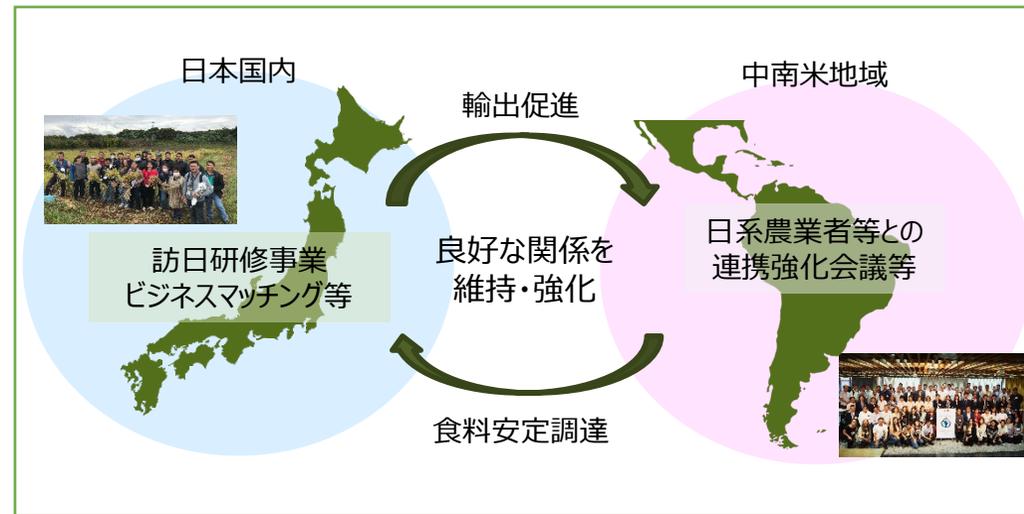
- ・日本と中南米日系農業者間や中南米日系農業者同士の交流・連携強化を図るため、現地において連携強化会議等の取組を実施します。
- ・現地の日系農業者団体や物流関係者と、日本の輸入商社や食産業関係者との協力を通じた我が国への食料の安定供給や現地ビジネスでの連携強化を図るべく、日本及び現地で交流の機会を設けビジネスマッチング等を実施します。

2. 現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

- ・中南米の日系農業者を日本に招へいし、生産性向上等に係る技術研修や日本企業関係者との農産物貿易等に係る意見交換、セミナー等を実施します。
- ・中南米各国に土壌改良、ICT農業など生産性向上に資する専門家を派遣します。

3. 中南米への戦略的ビジネス環境整備

- ・中南米における農林水産業・食産業分野での戦略的ビジネス環境を整備し、日本の食品輸出促進や農林水産業・食産業の事業展開を推進するため、必要となる調査や官民合同会議等の取組を行います。



中南米の日系農業者と日本の商社や食品・農業関係企業等との連携強化を通じて、我が国の食料安全保障を確保するとともに農林水産物・食品の輸出を促進。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等**を支援します。

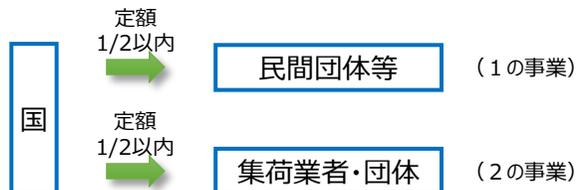
産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



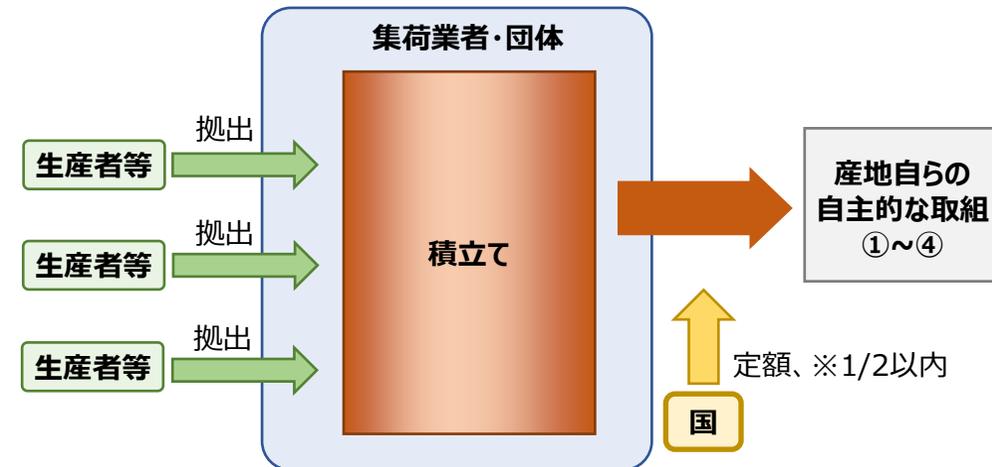
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

<対策のポイント>

海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決**やフードテック等の新技術の活用による**新事業の創出**に向け、官民連携の場や協議会の運営による**課題解決策の検討**及び**知見の共有、実態把握の調査**や**実証の取組の支援**を行います。

<政策目標>

- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100% [2030年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）
- フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. サステナビリティ課題解決支援事業 51 (一) 百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）**等について、官民が連携して**個社で対応が難しい解決策の検討**や**知見の横展開**を図るため、以下の活動を行います。

- ①関係者が参画する官民連携の場の構築
- ②企業の取組状況等に関する調査

2. フードテック支援事業 46 (50) 百万円

①フードテック官民協議会の運営

フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する**官民協議会の運営**等により、**フードテック等の新技術**について、**協調領域での課題解決**や**企業間連携・協業の促進**等を行います。

②フードテックビジネス実証事業

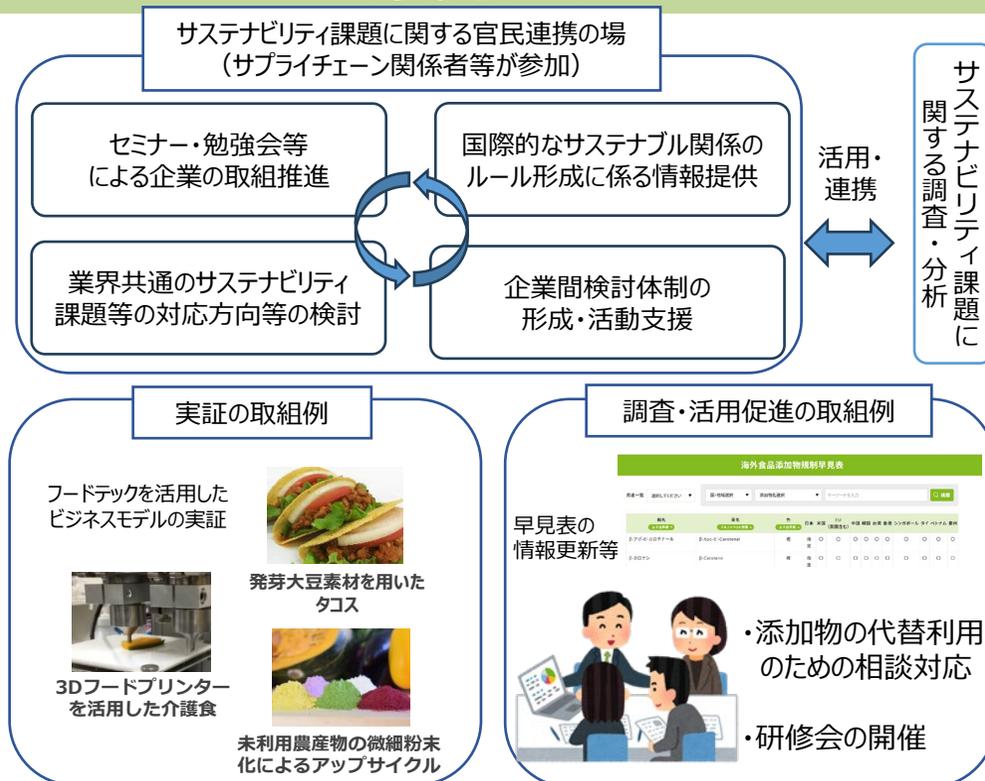
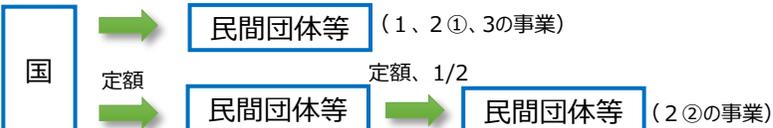
食品事業者等による、フードテック等を活用した**ビジネスモデルの実証**や、実証の成果の**横展開を図るための情報発信**等の取組を支援します。

3. 加工食品の国際標準化事業 7 (9) 百万円

食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

<事業の流れ>

委託、補助（定額）



【お問い合わせ先】（1の事業）新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2065)
 （2の事業）新事業・国際グループ (03-6744-7181)
 （3の事業）食品製造課 (03-6744-2068)

<対策のポイント>

国内で使用が広く認められている食品添加物等は、多くの国で使用が認められていない場合があり、添加物や国・地域等ごとに代替添加物を検討するため、使用基準等の情報整理が必要です。さらに添加物等の規制内容は頻繁に一部改正がされているため、最新の規制情報を把握することが必要となっています。これらの規制情報を整理した早見表等について最新情報への更新等を行うとともに、その活用を促進することにより、海外で認められている添加物等への切り替えを行いやすくし、輸出拡大に繋がります。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食品添加物等の規制調査

海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表

用途一覧 乳化剤 国・地域選択 添加物名選択 キーワードを入力 検索

和名	英名	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
オクタニルコハク酸エステル	Starch Sodium Octenyl Succinate	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クワリタエキス	Quillaja Extract, Quillaja Extract	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

乳化剤等の規制情報の更新等

1. 食品添加物等の規制調査

乳化剤等の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし最新情報に更新等を行う。

2. 早見表等の活用促進

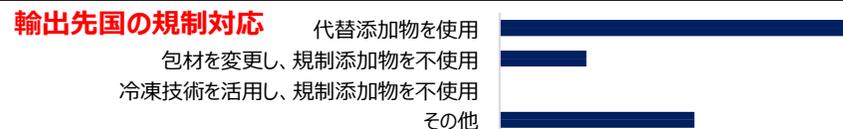
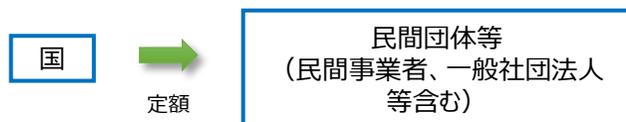
特に中小事業者は、自社製造食品で代替着色料・乳化剤等を絞り込む具体的なプロセスにおいて、代替、実証試験等の知見が乏しく、支援を求める声がある。

例・自社製品の条件（物性・水分値・pH値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、ひとつひとつの検証が大変。
・「使用基準」情報（用途・使用量等）の見方を知りたい。



・早見表活用の相談対応
・研修会の開催

<事業の流れ>



事業者アンケート（2021年9月実施）

<対策のポイント>

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、普及した低減対策等の効果検証を推進**します。

<政策目標>

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

<事業の全体像>

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業

144百万円*

2. 微生物リスク管理基礎調査事業

71百万円

(1. 2. とともに以下の事業を実施)

- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。
- ③ **策定した汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入**や**分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
- ⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

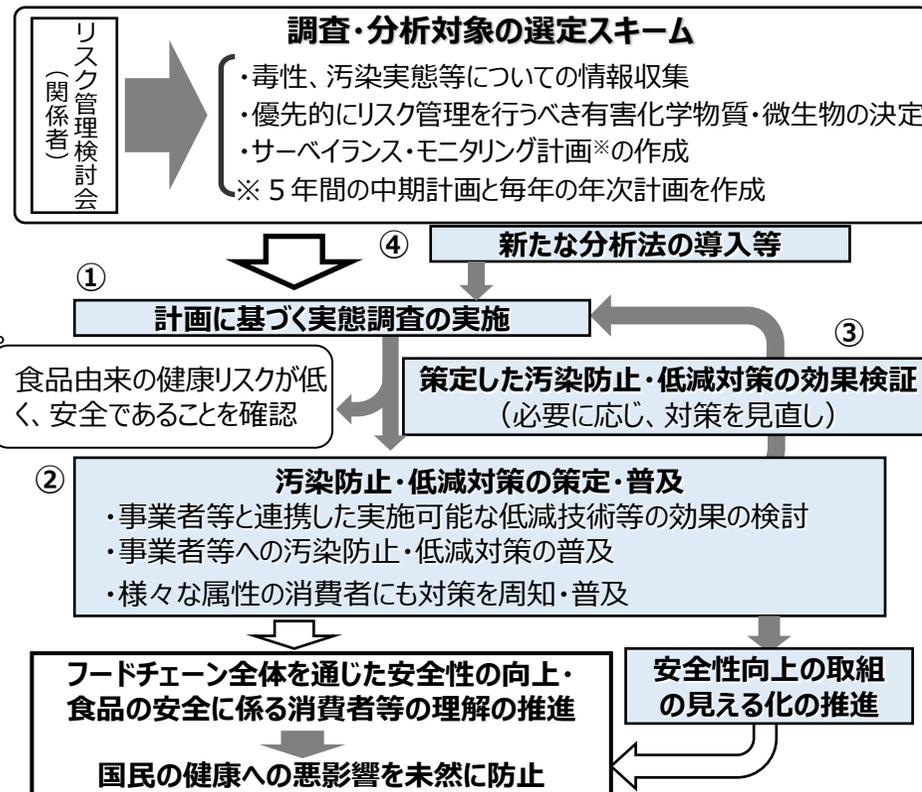
(関連事業)

輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進

1,298百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。

<事業の流れ>



食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課 (03-3502-8731)

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法で、農産物の輸出促進に向けて、検疫条件等の協議に係る必要な施策を講ずることが新たに規定されたことに基づき、相手国の植物検疫措置が輸出の障壁となっている果樹等について、産地が長期にわたって対応可能な検疫条件の速やかな設定を進めるため、**相手国が警戒する病害虫の生態や国内の発生状況の調査、負担軽減型のリスク管理技術の確立等**を輸出産地と連携して行います。

<事業目標>

検疫が障壁となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁及び輸出検疫条件の緩和

<事業の内容>

<事業イメージ>

検疫措置に係る各県からの要望等の例

かんきつ産地	商業園地での発生が確認されていない害虫に対しても無発生を証明するための調査を求められている。調査を不要にするか、負担を減らして欲しい。
メロン産地	発生地域が高冷地や山間部のみ害虫であるにもかかわらず、平地での施設栽培でも発生調査等が求められており、輸出拡大の障壁となっている。
ぶどう産地	施設栽培下では寄生が確認されていない害虫に対する発生調査を求められている。調査を不要にしてほしい。

1. 病害虫の発生状況等の調査

輸出相手国が侵入を警戒しているものの、我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の**生態や国内における発生状況**、当該病害虫の農産物に対する**寄生性等**を各地の輸出産地と連携して調査し、**検疫協議において利用するためのエビデンスとして整理**します。

2. 簡易なリスク管理技術の確立

農産物の輸出における病害虫のリスク管理措置として相手国から求められている**モニタリング調査、殺菌処理等**に関し、簡素化や効率化に繋がり、**輸出産地が長期にわたって実施できる手法や技術を確立**するとともに、それらの**効果を証明するためのデータを収集・整理**します。

【産地と連携した調査やデータの収集・分析】

病害虫の発生実態 果実への寄生性

病害虫の生態や分布

調査

オウトウショウジョウバエ等の病害虫

- 我が国産地では被害軽微
- 国内被害が小さいためデータ不足
- 未発生の相手国は警戒し措置要求
- 果樹輸出に支障発生

【現行の発生調査（ガロントラップ）】

- 誘引剤の希釈が必要
- 誘引剤の腐敗により悪臭発生
- 山間部まで多量の液体を携行して作業
- 他のハエの混入防止対策が必要

雑バエが多く混入（現行トラップ）

【負担軽減型（簡易トラップ）】

- 検疫対象のミバエは捕獲し、他のハエは混入しない
- 誘引剤希釈の手間が不要
- 多量の液体携行は不要
- 設置、交換が容易

産地と連携した実証やデータ取得が必要

<事業の流れ>



エビデンスに基づき輸出相手国と協議し、検疫条件を設定・緩和

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和7年度予算概算決定額 250 (298) 百万円】

(令和6年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 350百万円)

(令和6年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,635百万円の内数)

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 33 (57) 百万円

地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業 90 (108) 百万円

利用が低位な林地残材の活用を更に促進するための環境整備の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 20 (21) 百万円

CLT、構造用集成材等の販売力強化のための協議会設立、協議会による海外市場のテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業 53 (53) 百万円

事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。

5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業 28 (28) 百万円

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。

6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業 26 (31) 百万円

特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組や優良事例の情報提供、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業の流れ>



お問い合わせ先 (1~5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 経営課 (03-3502-8059)

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和7年度予算概算決定額 20(21)百万円】

<対策のポイント>

木材製品の輸出拡大に向け、日本産のCLT、構造用集成材等について、グローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援**します。

<事業の内容>

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築 (新規)

製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援します。

- 協議会の設立・運営
- 海外の市場ニーズ・商流等把握のためのテストマーケティングの実践・分析
- テストマーケティングの分析結果等を用いた関係者への普及啓発

<事業の流れ>



<事業イメージ>



高付加価値な木材製品の輸出拡大

農林水産物・食品輸出本部関係省庁による農林水産物・食品の輸出関連予算（令和7年度概算決定）

＜農林水産物・食品輸出本部 本部＞

農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣

・ローカル10,000プロジェクト（総務省）	63
・官民連携推進事業（外務省）	64
・在外公館用の日本産酒類関連経費（外務省）	65
・地域の魅力海外発信支援事業（外務省）	66
・地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業（外務省）	67
・外国報道関係者招へい（外務省）	68
・日本特集番組制作支援事業（外務省）	69
・「日本の魅力」発信事業（外務省）	70
・在外公館文化事業（外務省）	71
・独立行政法人国際交流基金運営費交付金（外務省）	72
・日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業（国税庁）	73
・独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金（国税庁）	73
・農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応（輸出食肉・水産食品安全対策費）（厚労省）	74
・農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応（輸出食品の規制対策等のための研究）（厚労省）	74
・中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業（経済産業省）	75
・中堅・中小企業海外展開支援事業（経済産業省）	76
・越境EC等利活用促進事業（経済産業省）	76
・コールドチェーン物流サービス分野の国際標準化推進事業（国土交通省）	77
・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業（復興庁）	78

ローカル10,000プロジェクト等

R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 615百万円
 R6年度補正予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 等 2,110百万円
 （R6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 600百万円の内数）

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域密着型（地域資源の活用）
- ・地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・地域金融機関等による融資等
- ・新規性（新規事業）
- ・モデル性

対象経費は、
 ・施設整備費
 ・機械装置費
 ・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

- ・「デジタル技術」国費3/4
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
 （原則、無担保融資）

・公費による交付額以上

自己
 資金等

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市 織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
 ~Ferment Base~



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ 鹿児島活性化事業



ネットワークづくりの推進

官民連携推進事業経費（外務省経済局政策課）裁量的経費

事業概要・目的

- 諸外国の成長を日本の成長に取り込んでいくため、官民連携の下、日本企業の海外展開および日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組を行う。
- グローバルに事業展開する日本企業の支援を主な職務として、本年4月以来、一部公館において経済広域担当官を指名しているところ、同担当官の機能を強化するための施策を打つ。
- 日本企業のトラブル解決・未然の防止のため、専門アドバイザー（日本人弁護士）委嘱等により、本省および在外公館におけるリーガルサポートの体制を強化する。
- 日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の最重要課題の一つで、2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円という政府目標の達成に向け、輸出額の大きい国・地域の公館において、食品輸出関連で現地事情に精通するコンサル等と契約を締結し、現地法令・輸入規制に関する情報収集、現地政府への効果的な働きかけに関する助言、現地での人脈形成支援等を委託する。また、輸出拡大が期待できる国・地域で日本産食品の安全性及び魅力PRレセプションを開催する。
- まだ海外での認知度は低いが輸出のポテンシャルが見込める泡盛の輸出促進に集中的に取り組み、沖縄振興にも貢献する。

事業イメージ・具体例

○経済広域担当官の機能強化

【アドバイザー起用】

在外公館において現地日本企業の第三国進出に資する情報収集等を民間コンサル等に委託。

【ネットワーキング会合】

日本企業と現地企業等とのマッチングイベントや第三国事情等に関するセミナー等を開催する。

○日本企業のトラブル解決・未然防止のための取組

【現地民間企業との意見交換等のための出張旅費】

日本企業支援拡充のため、現地民間企業関係者との意見交換や実地調査等を行う。

【日本企業支援専門員委嘱】

本省において在外公館から持ち込まれる企業支援案件への対応や適切な支援体制を構築するために日本企業支援専門員（法曹有資格者）を雇用する。

【専門アドバイザー委嘱】

在外公館において法的側面から日本企業を支援するための業務を日本人弁護士等に委託。

○日本産品の輸出促進のための取組

【日本産食品の安全性・魅力発信のレセプション】

先方政府関係者等を対象に日本産食品の安全性及び魅力をPRするためのレセプションを開催。

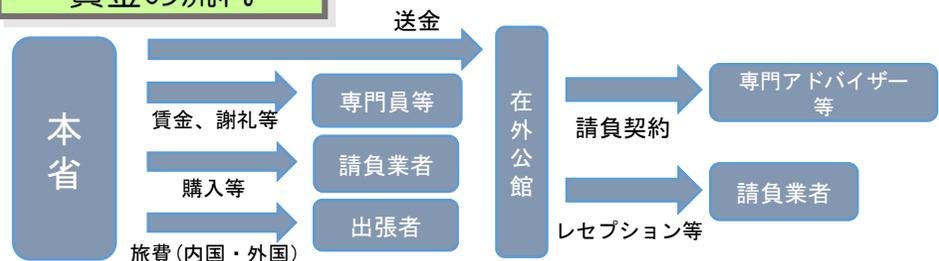
【農林水産物・食品輸出促進アドバイザー委嘱】

在外公館において相手国・地域の規制等に関する情報収集や人脈形成支援等を現地コンサル等に委託。

【琉球泡盛プロモーション事業】

在外公館において現地のバイヤー及び報道関係者等を対象とした泡盛の広報を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 経済広域担当官による第三国市場連携等の日本企業支援活動の強化や、日本企業のトラブル解決・トラブルの未然の防止に向けた法的支援の体制づくりによって、日本企業が円滑にかつ安心して海外での活動を行うことができるようになるとともに、日本企業の海外展開がさらに促進される。
- 地方企業を含む民間企業や経済団体との連携の下、外交施設・ネットワークを最大限に活用した取組により、日本産品の海外における販路が拡大する。
- 日本産食品に対する輸入規制撤廃を促すとともに、その安全性及び魅力を発信することで輸出拡大につながる。

在外公館用の日本産酒類推進関連経費 (在外公館でのレセプション等における日本産酒類活用)

- 在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、**日本産酒類を積極的にアピール**しており、行事参加者から高い評価を得ている。
- 外務省では、在外公館からの調達希望を受けて、**コンクール受賞酒等の日本産酒類を調達・送付**。平成20年からこれまで約188,800本の日本酒及び約81,000本の日本ワインを送付（令和5年度末時点）。
- 平成29年度から**焼酎・泡盛**の調達・送付を開始。これまで4,020本を在外公館に送付（令和5年度末時点）。



天皇即位祝賀カクテル・レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在パプアニューギニア大使館)



自衛隊記念日レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在インドネシア大使館)



天皇誕生日祝賀レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在ブラジル大使館)

東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を実施。

令和5年度「地域の魅力海外発信支援事業」として、中国及び香港においてオンライン形式を含む形で日本の地域の魅力を発信。

【中国】

- ①在中国日本国大使館の微博(ウェイボー)アカウントにて、日本の観光・文化・食などの魅力を体感できるよう、40自治体参加のもと、日本各地の動画を配信。
- ②在中国公館主催の日中平和友好条約締結45周年記念レセプションの開催や中国各地で実施される日本の魅力をPRするイベントなどヘインフルエンサーの派遣を行い、日本の地域の魅力を発信。

【香港】

令和5年7月に実施された香港ブックフェアにおいて東北地方をはじめとする各地域の魅力をPRを実施。

【実績】

実施年度	実施場所	参加自治体数
令和5年度	中国	40
令和4年度	中国	58
令和3年度	中国	67
令和2年度	北京等中国各地	50
令和元年度	北京等中国各地	11
平成30年度	モスクワ	5
平成30年度	北京・上海	15
平成29年度	モスクワ	6
平成29年度	北京・上海	23
平成28年度	台北	20
平成28年度	北京	16



日中平和友好条約締結45周年記念レセプションにおいてPRをする新潟県のブース



香港ブックフェアで東北地方などをPRしている様子

外務大臣と地方自治体知事の共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

＜具体的成果例＞

- 実施後に駐日大使が県を訪問し、自治体首長等との意見交換を実施。
- 本件事業に参加した駐日大使が事後に県知事を表敬訪問し、県所在企業の出身国への誘致や同国の理解を深めるためのビジネスセミナー開催を提案した。
- レセプションで展示した伝統工芸品の購入や食の販路拡大に関する相談が行われた。

平成26年度以来、計25回実施。

平成27年 2月 3日 京都市
 平成27年 3月12日 福島県
 平成27年 7月23日 広島県・広島市
 平成27年10月27日 三重県
 平成27年11月12日 青森県
 平成28年 2月 9日 香川県
 平成28年 6月 1日 茨城県
 平成28年11月10日 和歌山県
 平成29年 2月 1日 佐賀県
 平成29年 3月23日 山口県
 平成29年 7月 3日 福岡県
 平成29年 8月 2日 岡山県

平成30年 2月19日 高知県
 平成30年 3月23日 北海道
 平成30年12月 7日 福島県
 平成31年 1月30日 鹿児島県
 平成31年 2月19日 愛媛県
 平成31年 3月25日 長崎県
 令和元年11月 8日 宮崎県
 令和元年12月11日 奈良県
 令和 2年 2月 7日 岩手県
 令和 4年 7月25日 福島県
 令和 5年 3月24日 栃木県
 令和 6年 1月23日 新潟県
 令和 6年 3月13日 徳島県

* 令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響で実績なし。

外務大臣及び新潟県知事共催レセプション(令和6年1月)

令和6年1月に開催した「世界遺産を目指す『佐渡山の金山』など、新潟県の多様な魅力を発信レセプション」には約170名が参加。上川大臣から、能登半島地震の被災者へのお見舞いや駐日大使を始め国際社会からのお見舞いや支援に対する謝意を表明した上で、「佐渡山の金山」の世界文化遺産登録に向け、その文化遺産としての素晴らしい価値が評価されることの重要性に言及。県産食品、地酒、佐渡島の金山、錦鯉、翡翠、伝統工芸品等のブースの他、佐渡の伝統芸能である「鬼太鼓」の実演も行い、新潟県の魅力を発信。



外務大臣及び徳島県知事共催レセプション(令和6年3月)

令和6年3月に開催した「SDGs先進県徳島を世界に発信するレセプション」には約230名が参加。上川大臣から、徳島県のSDGs達成に向けた幅広い取組や東京2020大会のレガシーとしてホストタウン交流に言及し、若い世代も大きな役割を担うこうした取組が将来も継続することを期待する旨述べた。県産食品、地酒、SDGsの取組やホストタウン交流を紹介するブースの他、徳島県の伝統芸能である「阿波おどり」等の実演も行い、徳島県の魅力を発信。



外国報道関係者招へい費

(外務省 外務報道官・広報文化組織 国際報道官室) 裁量

事業概要・目的

- 各国（特に「グローバル・サウス」）で発信力を有するメディア関係者を招へいし、日本政府が重視する政策を中心に取材機会を提供し、一次情報に基づく正確かつ具体的な日本政府の立場・政策や、日本の実情を伝える記事の執筆・掲載を促す。中国など我が国と価値観を共有していない主体からの挑戦に対し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序や平和を守るという我が国のコミットメントを、また偽情報の拡散を含む外国による情報操作を打ち消す正確な情報を、招へい記者の報道を通じて国際世論に訴える。
- 中長期的には、日本政府と外国メディアとの関係を強化するとともに、親日的な外国メディア関係者を育成する。

(参考)

【経済財政運営と改革の基本方針2023】(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応、1. 国際環境変化への対応、(1) 外交・安全保障の強化
「安保理改革を含む国連の機能強化、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、人権、WPS、人間の安全保障、親日派・知日派の育成、領土・主権等に係る対外発信等の課題に取り組む。」

【第213回国会における上川外務大臣の外交演説】(令和6年1月30日)(抜粋)

「ASEAN特別首脳会議で打ち出した『次世代共創パートナーシップ』を始め、対日理解の促進と戦略的な対外発信を更に推進していきます。」

事業イメージ・具体例

- 令和5年度は、訪日を伴う招へいを9件13名、オンライン取材を3件実施し、43本の記事が掲載された。



【ウクライナ記者】「ゴミ収集車の運転手が『ロシアに降伏するな』と書かれた1万円を持ってきた」



【フィンランド記者】「中国はアジアを苦しめる～日本が難しい立場にある3つの理由」



【ホンジュラス記者】「日本から3億6600万ドルの援助」



【香港記者】「「一汁三菜」が和食の基本スタイル、旬の食材とうつわにこだわる」

資金の流れ



期待される効果

- 日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝える報道を促すことで、国際社会における対日理解を促進し、日本にとって好ましい国際世論を醸成する。
- 外国メディアとの関係を強化し、親日派の関係者を育成する。

日本特集番組制作支援事業

(外務省 外務報道官・広報文化組織 国際報道官室) 裁量

事業概要・目的

○対日理解促進には、外国テレビ局を通じた映像による発信が効果的であるが、日本に支局を置く外国テレビ局はわずかであるところ、外国のテレビチームを招へいし、日本の外交政策、政治、経済、社会、文化などをテーマとした特集番組の制作を支援し、戦略的な政策発信を実施する。

(参考)

【経済財政運営と改革の基本方針2023】(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応、1. 国際環境変化への対応、(1) 外交・安全保障の強化

「安保理改革を含む国連の機能強化、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、人権、WPS、人間の安全保障、親日派・知日派の育成、領土・主権等に係る対外発信等の課題に取り組む。」

【第213回国会における上川外務大臣の外交演説】(令和6年1月30日)(抜粋)

「ASEAN特別首脳会議で打ち出した『次世代共創パートナーシップ』を始め、対日理解の促進と戦略的な対外発信を更に推進していきます。」

事業イメージ・具体例

○令和5年度は、トルコNTVのテレビチームを招へいし、日本の防災対策に関する取材を行った結果、全4回、計124分間の日本特集番組が制作・放映され、延べ約470万人が視聴した。



【災害教育】千駄谷小学校の避難訓練



【防災文化】神戸市長田消防団

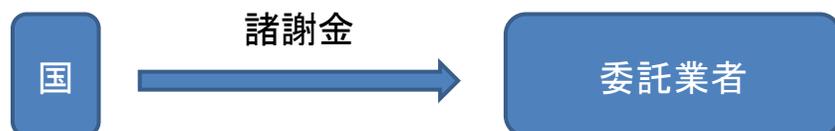


【災害に強い建物】国土技術政策総合研究所



【トルコとの連帯】国際緊急援助隊

資金の流れ



期待される効果

○テーマと狙いを定めて訪日取材を調整し、日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝えるテレビ番組を制作・放映させることで、特に途上国で影響力の大きいテレビの訴求力を利用して、当該国を始め国際社会における対日理解・対日感情を一層向上させ、日本にとって好ましい国際世論を醸成する。

「日本の魅力」発信事業

(外務省 外務報道官・広報文化組織 広報文化外交戦略課)

事業概要・目的

○諸外国の一般国民を対象に、日本の魅力を含む日本事情等についての対外発信を行うことにより、正しい対日理解の促進、知日派の育成等を図る。

具体的には、以下の広報コンテンツの制作等を通じ、諸外国に向けた発信等を行う。

1. 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」
2. 日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」
3. 海外広報用画像素材提供業務
4. 海外向け「生け花カレンダー」

【経済財政運営と改革の基本方針2024】該当箇所(抜粋)
第2章 7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応
(1) 外交・安全保障

安全保障理事会改革を含む国連の機能強化、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、WP
S、人間の安全保障、日系人を含む親日派・知日派の育成等の課題に取り組む。



事業イメージ・具体例

○海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号(8言語)制作し、日本の社会・文化・流行等を海外に紹介。在外公館において、定期配布の他、広報文化事業や学校訪問の際にも活用。

○日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」(JVT)

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面をわかりやすく紹介するビデオクリップ。1号4トピックで年6号制作(7言語、字幕(英・中))。在外公館を通じて海外テレビ局に無償提供し、例年100局を超える海外テレビ局で放映。在外公館による上映、貸出し等にも活用。

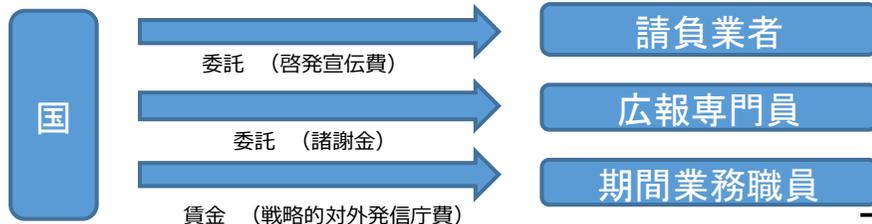
○海外広報用画像素材提供業務

在外公館が作成する各種資料に画像素材を使用するための経費。これにより効果的な発信資料の作成が可能。

○海外向け「生け花カレンダー」

日本の伝統文化である「生け花」を題材とする海外向けカレンダー。表紙及び各月の生け花の写真は、5流派(草月、池坊、小原、古流、一葉式いけ花)の家元が無償で提供。

資金の流れ



期待される効果

- 日本の多様な魅力を海外の一般の人々に伝えることにより、日本に対する関心を惹起し、対日理解を促進し、親日感情を醸成する。中長期的な対日関係有識者の育成に寄与する。
- 生け花カレンダーにおいては、時候の挨拶その他効果的な機会に配布することにより、在外公館の円滑な業務の遂行に不可欠な人脈の開拓や維持・強化、外交基盤の拡大・強化に資することが期待される。

在外公館文化事業<和食>

目的:世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じて、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



日本祭りにおける和菓子レクチャー デモンストレーション ボリビア（サンタクルス市） （令和5年10月）

●和菓子専門の講師を招き、ユネスコ無形文化遺産に申請された和菓子を紹介・展示。対面式で和菓子作成を実施披露。和菓子を通じて「和」の美しさ等をレクチャーした。

●100人の参加者枠が予想を上回り150人の参加となり、全員が見学できるようリアルタイムでバックスクリーンでも流した。体験型を取り組んだことにより多くの参加者に楽しんでもらえ、日本や日本文化に関心が高まった。



魅力溢れる愛媛： 日中文化交流－愛媛カルチャーフェア 中国（北京市） （令和6年1月）

●愛媛の観光、文化の魅力を発信するイベントにおいて、利き酒師の資格も有する講師による日本の酒類や調味料に関するレクチャーや愛媛県の産品を含めた日本の酒類等の試飲や試食を行った。

●約130人が来場。中国人講師による中国語での説明により、日本酒をはじめとする日本の酒類等について、その魅力を十分に紹介することができた。参加者の反応も良く、「日本の文化に対する理解が深まった」等のコメントが寄せられた。



さくらんぼ祭りにおける 餅つきパフォーマンス キプロス（カンボス村） （令和6年6月）

●カンボス村で毎年実施される「さくらんぼ祭り」にて日本の伝統文化である餅つきのレクチャー及びパフォーマンスを実施。実際に参加者に餅つきを体験してもらい、試食も行うことで、具体的で記憶に残る日本文化体験を行った。

●120人の参加者を予定していたところ、2倍の240人の参加者となり、現地メディア5件で本事業についての報道がなされた。また、農業・環境大臣の参加を得られることができ、現地での和食への理解・関心が高まった。

国際交流基金（事業内容）

組織概要・目的

国際文化交流を担う専門機関として、外交政策を踏まえつつ、海外における文化芸術交流、日本語教育、日本研究・国際対話に資する事業を実施し、対日理解を促進しつつ、国際社会における我が国の地位を向上させることを目指す。



事業分野

□文化芸術交流

舞台公演・美術展・日本映画上映会等の実施又は支援、人物交流、情報発信等

豊かで多様な日本の文化や芸術を様々な形で世界各地に向けて発信。文化芸術を通じて日本のこころを世界の人々に伝え、言葉を越えた共感の場を創り出し、また、共に創造する喜びを分かち合っ、人と人との交流を深める。

□海外における日本語教育

日本語専門家の海外派遣、日本語教育機関等への助成、海外の日本語教師育成、日本語能力試験の実施、日本語教材の開発・制作等より多くの人々に日本語を学ぶ機会が与えられるように、そして、日本語学習を長く継続できるように、日本語を学びやすく、教えやすいものとするため、日本語教育の基盤や環境の整備を行う。また、各国・地域の政府や自治体、教育機関等と連携して、それぞれの教育環境、教育政策、学習者の目的や関心に十分に対応した事業を実施する（アニメ・マンガや日本文化等を題材にしたe-ラーニングにも対応）。

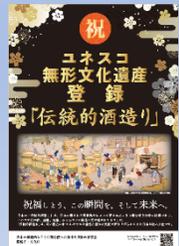
□日本研究・国際対話

海外日本研究者および日本研究機関の支援、共通課題の解決や幅広い層の相互理解に向けた対話・協働の促進

海外での日本研究を支援し、その振興を図ることで、世界の各国で人々により日本が深く理解されることを目指す。また、国を超えた共通課題についての共同作業から市民・青少年による相互理解まで、さまざまなレベルでの対話の促進と人材育成に資する交流事業を展開する。

「伝統的酒造り」 ユネスコ登録関係

● 認知度向上 (伝統的酒造り関係) **2.3億円**



「伝統的酒造り」に関する国内外の認知度を高める

- ・新聞広告
- ・主要駅デジタルサイネージ広告
- ・機内シートモニター広告 (予定)



・国内外での各種プロモーションイベントの開催

2025大阪・関西万博の機会も活用
日本酒造組合中央会、文化庁、外務省 (在外公館)、JETRO等とも連携

認知度向上・販路拡大支援

● 酒類業振興支援事業費補助金 **7.0億円** **6.0億円**

- ① ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
- ② 商品の差別化や販売手法の多様化による国内外の新市場開拓等の取組を支援

[取組例]



訪日外国人向け酒蔵ツアーの取組



外国人を対象とした自社製品の試飲プロモーション



原料等を見直したセカンドブランドづくりに挑戦

● 認知度向上 (日本産酒類の魅力発信) **2.8億円** **9.3億円**

- ・国際イベント等でのPR
- ・国際的な酒類教育機関の講師等、発信力を持つ関係者の国内招聘

- 販路拡大 (輸出拡大に向けたマッチング支援)
 - ・海外大規模展示会への出展支援や海外輸出コーディネーター等による商談会の開催等
 - ・酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
 - ・輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集



大規模展示会への出展支援 (令和6年7月、バンコク)



国税局鑑定官 (お酒の専門家) による技術相談への助言

- ・地理的表示(GI)のPR、活用促進
- ・商品の差別化・高付加価値化のための技術支援

● 酒類総研の機能強化 ((独) 酒類総合研究所) **1.9億円**

酒類の輸出に必要な証明書の発行体制、酒類の分析体制の強化等

● 清酒製造業近代化事業費等補助金 (日本酒造組合中央会)

厳しい経営環境も踏まえ、伝統的酒造りや万博の機会も活用し、経営の安定化を図る

原料米等高騰対策



日本酒フェアの開催



國酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港國酒キャンペーン等の実施

1.9億円 **6.2億円**

- 信用保証事業 (日本酒造組合中央会)
短期での運転資金の円滑な調達に係る支援措置を行うため、日本酒造組合中央会に造成済の基金による信用保証事業を活用 (既存の基金残高を活用)

農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた対応の強化について（厚生労働省）

令和7年度概算決定額 **1.8億円**（1.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出額を令和12年までに5兆円とする目標が掲げられた。経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）においては、令和7年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする中間目標が掲げられている。
- 厚生労働省においては、輸出先国との食品衛生の要件や手続の協議に対応するほか、食肉や輸出先国から我が国の食品衛生当局の対応が求められた場合に関する、加工施設等の認定、衛生証明書の発行、認定施設に対する指導・監督等を行う。
- 輸出額目標の達成のためには、増加ペースを引き上げていく必要があり、引き続き、食肉処理施設や水産加工施設の認定を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

厚生労働省

○輸出食肉・水産食品安全対策費

【令和6年度：1.5億円 → 令和7年度：1.5億円】

- ・食肉・水産食品の輸出に係る食品衛生に関する輸出先国との協議
- ・輸出施設の認定基準等の策定、現地確認、施設認定
- ・中国をはじめとする輸出先国の規制変更への対応等

厚生労働科学研究

○輸出食品の規制対策等のための研究

【令和6年度：29百万円 → 令和7年度：30百万円】

- ・動物性食品輸出の規制対策のための研究 等

近年の輸出額等

令和5年の農林水産物・食品の輸出額は1兆4,541億円。
厚生労働省が事務を担当する主な食品の輸出額等は以下のとおり。

牛肉

- ・令和5年輸出額：578億円
(対令和元年増加額+280億円、増加率+94%)
- ・認定施設数：米国向け：11 → 16
(令和元年5月 EU向け：4 → 12
→令和6年12月) シンガポール向け：13 → 20

水産食品

- ・令和5年輸出額：3,901億円うち、米国向け613億円、EU向け87億円（対令和元年増加額+1,028億円、増加率+36%）
- ・認定施設数：米国向け：418 → 601
(令和元年5月 EU向け：63 → 126
→令和6年12月)

独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金

令和7年度予算案額 263億円（262億円）

事業目的・概要

事業目的

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）が、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について、基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するという目的の下、業務を実施するにあたって必要となる運営費を交付する。

事業概要

JETROは、第六期中期目標（目標期間：令和5年度～令和8年度）に基づき、以下の4つを柱として事業を行う。

- （1）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化
 - 対日直接投資、国内外企業の協業・連携等の促進
 - 日本のスタートアップの海外展開支援
 - 高度外国人材の活躍推進
- （2）農林水産物・食品の世界市場展開の促進
- （3）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援
- （4）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

第六期中期目標期間中（令和5年度～令和8年度）の合計で、以下の目標を達成する。

- 対日直接誘致成功件数：376件以上
- 国内外での協業・連携案件の成功件数：72件以上
- スタートアップに対する海外展開成功件数：173件以上
- 農林水産物・食品の輸出の商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの：5,000件以上
- 輸出・投資等の海外展開成功件数：57,902件以上

海外ビジネス・輸出促進事業

令和7年度予算案額 **32億円 (5.9億円)**

- (1) 通商政策局総務課、経済連携課、貿易振興課、中小企業庁海外展開支援室
- (2)・(3) 通商政策局貿易振興課

事業目的・概要

事業目的

「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」に向けて、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施するとともに、民間の輸出支援事業者による輸出支援エコシステムの形成を促すことで中堅・中小企業の輸出拡大に繋げ、当該目標に貢献する。

また、中小企業を含めた貿易手続の効率化に貢献する貿易プラットフォーム（PF）の成長・拡大、大企業を含めたPFの利用を促進することにより、貿易手続のデジタル化を後押しし、日本企業の輸出・産業競争力の向上を図ることを目的とする。

事業概要

我が国企業の海外ビジネスを促進するため、以下の取組を行う。

(1) 海外ビジネス強化促進事業

情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等による販路拡大、海外ビジネス人材の育成、海外展開に取組む企業のフォローアップ等、輸出・海外進出の実現・発展まで一貫して支援する。

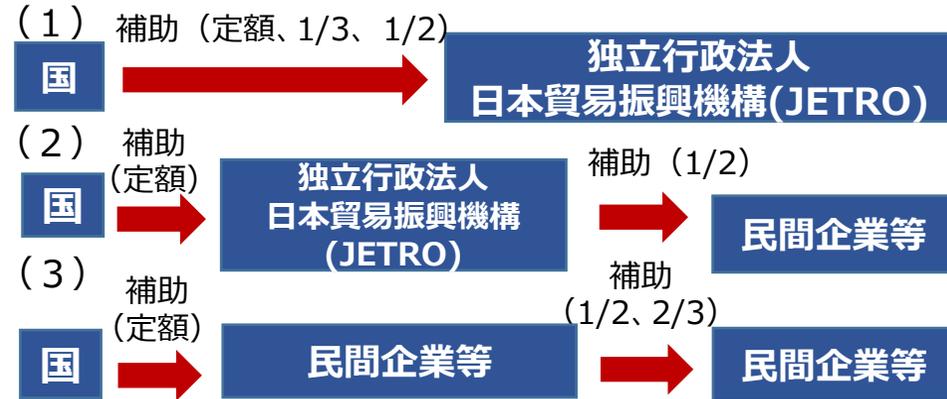
(2) 中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業

中堅・中小企業の輸出拡大につながる民間の輸出支援事業者（地域商社等）同士の連携強化を支援する。

(3) 貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業

貿易手続の効率化に向け、貿易PFの利用拡大を促進するために、企業の貿易PF連携・実証、貿易その他のPF間連携を支援。-

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

事業期間	短期目標	長期目標
(1)令和7～11年度	商談件数の増加 19,572件	中堅・中小企業の海外展開成功件数6,052件
(2)令和7～11年度	育成した輸出支援エコシステムが中堅・中小企業の輸出拡大に資する形で継続する件数比率90%以上	育成した輸出支援エコシステムが、事業終了から5年後、支援企業数を増加させた形で継続している件数比率 50%以上
(3)令和6～10年度	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合1%	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合10%

コールドチェーン物流の海外展開支援

- 海外のコールドチェーン物流サービスの品質向上を目指すため、コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進及び官民ファンドを活用した我が国物流事業者の海外展開支援を実施。

コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進

我が国物流事業者によりな市場環境を形成するため、令和6年12月に正式発行された日本式コールドチェーンに関する国際規格(ISO31512)の普及・取得促進のための検討会を設置し、官民連携による働きかけを実施する。

<日本式コールドチェーン物流サービスの国際規格: ISO31512>

発行日	令和6年12月6日
対象	事業者間(BtoB)コールドチェーン物流サービス
内容	低温保管/輸送を行うに当たって考慮すべき要求事項等

令和7年度の取組

- ・ ASEAN諸国等に対するコールドチェーン物流サービス規格の普及に向け、官民連携によるセミナー等を開催し、当該規格の意義や重要性等を周知する。
- ・ 日本が議長を務める常設委員会(TC315)に提案する、日本主導の新たな規格を検討する。
- ・ 他国提案について、日本への影響を分析し、必要に応じて対応する。
- ・ 上記についての対応方針や戦略等を検討するため、官民学連携による国際標準化に関する勉強会を実施する。



官民ファンドによる海外展開支援

- ・ 官民ファンド「(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)」により我が国物流事業者の海外展開を支援。
コールドチェーン物流サービスに関して、3件の投資実績(令和6年8月現在)を有する。
 - ▶ インドネシア 冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業(平成29年1月24日認可)
 - ▶ マレーシア コールドチェーン物流運営事業(平成31年3月26日認可)
 - ▶ ベトナム コールドチェーン支援事業(令和元年12月24日認可)
- ・ 引き続き、JOINの活用により、資金の供給、専門家の派遣等による、コールドチェーン物流を担う我が国企業の海外市場への参入を促進する。

JOIN活用によるメリット

- 1 海外プロジェクトの事業化を促進
 - ▶ 共同出資によってリスクを分担するとともに、事業性向上によってファイナンス組成を円滑化。
- 2 日本方式の事業運営を支援
 - ▶ 現地事業者への役員等の人材派遣を行うことで、商業リスクを軽減。
- 3 相手国への交渉力を強化
 - ▶ 政府出資機関としてプロジェクトに参画することで、政治リスクを軽減。



風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策（復興庁風評リスコミ・広報班）

令和7年度概算決定額 **20億円【復興】**
（令和6年度予算額 20億円）

目的・事業概要

○目的

国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、ALPS処理水に対する理解醸成、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、**国内外に対して効果的な情報発信を強化**する。

また、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う**地域の魅力や食品等の安全性等の情報発信の取組**を支援する。

○事業概要

新聞・テレビ・ラジオ・マンガ・インターネット・SNSなど**様々な媒体を活用し、放射線及び除去土壌の再生利用に関する基礎知識や福島の復興の現状、及びALPS処理水の安全性などを国内外に向けて情報発信**する。

また、市町村等が自らの創意工夫によって**地域の復興・創生に向けた取組**や食品等の安全性等について理解を深めるための**情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備**について支援し、**継続的に発信できる基盤を整える**。

資金の流れ

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



(2) 地域情報発信交付金



事業イメージ・具体例

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



FMラジオ番組にて風評払拭に向けた取組を放送。取材時動画も配信

Fukushima Updates

Q Do agriculture, forestry and fishery products in Japan undergo appropriate inspections?

A Inspections are appropriately implemented based on national guidelines. Inspections are also highly rated by international agencies.

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、福島に関する複数の疑問にFAQ方式で回答

(2) 地域情報発信交付金



地域の魅力を発信するイベントの開催



水産物等の安全性を発信する情報発信コンテンツ（動画等）の作成

期待される効果

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

国内外において、放射線に対する知識や福島の復興状況及びALPS処理水に関する理解が促進されることが期待される。

(2) 地域情報発信交付金

地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

お問い合わせ先について

事業名	担当部署名	お問い合わせ先
ローカル10,000プロジェクト	総務省自治行政局地域政策課	03-5253-5523
官民連携推進事業	外務省経済局官民連携推進室	03-5501-8336
在外公館用の日本産酒類関連経費	外務省大臣官房在外公館課	03-3580-3311
地域の魅力海外発信支援事業	外務省大臣官房地方連携推進室	03-5501-8491
地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業		
外国報道関係者招へい	外務省大臣官房国際報道官室	03-5501-8134
日本特集番組制作支援事業		
「日本の魅力」発信事業	外務省大臣官房広報文化外交戦略課	03-5501-8127
在外公館文化事業	外務省大臣官房文化交流・海外広報課	03-5501-8139
独立行政法人国際交流基金運営費交付金		
日本産酒類海外展開支援事業費補助金等	国税庁酒税課	03-3581-4161
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金	国税庁鑑定企画官	

事業名	担当部署	お問い合わせ先
農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応 輸出食肉・水産食品安全対策費 輸出食品の規制対策等のための研究	厚生労働省食品監視安全課	03-3595-2337
中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業		
越境EC等利活用促進事業	経済産業省通商政策局貿易振興課	03-3501-6759
中堅・中小企業海外展開支援事業		
コールドチェーン物流サービス分野の国際標準化推進事業	国土交通省物流・自動車局国際物流室	03-5253-8800
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業	復興庁風評リスクミ・広報班	03-6328-0248